

決算特別委員会会議記録

決算特別委員長 木付 親次

1 日 時

令和3年10月5日（火） 午前10時00分から
午後 3時23分まで

2 場 所

本会議場

3 出席した委員の氏名

木付親次、大友栄二、井上伸史、吉竹悟、今吉次郎、太田正美、後藤慎太郎、駕海豊、
古手川正治、麻生栄作、成迫健児、高橋肇、羽野武男、二ノ宮健治、守永信幸、
原田孝司、小嶋秀行、吉村哲彦、戸高賢史、堤栄三、荒金信生

4 欠席した委員の氏名

なし

5 出席した委員外議員の氏名

阿部長夫、森誠一、木田昇、小川克己

6 出席した執行部関係者の職・氏名

会計管理者 森山成夫、代表監査委員 長谷尾雅通、監査委員事務局長 牧敏弘
企業局長 浦辺裕二、病院局長 井上敏郎 ほか関係者

7 会議に付した事件の件名

別紙次第のとおり

8 会議の概要及び結果

第87号議案令和2年度大分県病院事業会計決算の認定について、第88号議案令和2年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定について、第89号議案令和2年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、第90号議案令和2年度大分県一般会計歳入歳出決算の認定について及び第101号議案令和2年度大分県用品調達特別会計歳入歳出決算の認定について審査を行った。

9 その他必要な事項

なし

10 担当書記

議事課委員会班	主任	麻生由香里
議事課委員会班	課長補佐（総括）	富高德己
議事課委員会班	副主幹	白岩賢一
議事課議事調整班	主査	吉野美穂

決算特別委員会次第

日時：令和3年10月5日（火）10：00～

場所：本会議場

1 開 会

2 企業局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

3 病院局決算審査

- (1) 決算説明
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答
- (4) 内部協議

4 一般会計及び特別会計決算審査

- (1) 決算概要説明（会計管理者）
- (2) 決算審査説明（代表監査委員）
- (3) 質疑・応答

5 部局別決算審査

- (1) 会計管理局
 - ①決算説明
 - ②質疑・応答
 - ③内部協議（上記4も含む）
- (2) 監査委員事務局
 - ①決算説明
 - ②質疑・応答
 - ③内部協議

6 その他

7 閉 会

会議の概要及び結果

木付委員長 ただいまから、決算特別委員会を開きます。

第3回定例会において付託を受け、継続審査となっている第87号議案から第101号議案までの15件の決算議案の認定について、本日から審査を行います。

審査にさき立ち、決算審査の方針等について申し上げます。

去る9月17日の委員会において、本委員会の運営要領を決定しました。決算審査の方針として、(1)計数の確認、(2)収支の正否、(3)財産管理の適否、(4)行政効果、(5)必要な改善措置となっています。具体的な審査については、先日の委員会でお配りした決算審査のしおりを参考にしてください。

次に、前年度の審査報告書に対する措置結果について、各部局審査の際に、該当部局から説明があるので、措置結果に対する質疑は、各部局審査の質疑とあわせてお願いします。

執行部に対し資料の要求等がある場合は、質疑とあわせて要求していただくようお願いします。また、各部局の審査終了の都度、審査における質疑等を元に審査報告書の検討を行います。各委員においては、運営要領に従い、円滑な委員会運営に御協力をお願いします。

それでは、この際、付託された議案を一括議題とし、これより審査に入ります。

本日は、企業局及び病院局の公営企業会計の審査並びに一般会計・特別会計に関する会計管理者、監査委員からの概要説明及び会計管理局、監査委員事務局の部局別審査を行います。

これより企業局関係の審査を行います。執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭をお願いします。

それでは、企業局長及び関係者の説明を求めます。

浦辺企業局長 企業局長の浦辺です。

委員の皆さまには、日頃から企業局の電気事

業、工業用水道事業の運営に大変な御理解をいただき、心より感謝申し上げます。

まず、私から企業局の経営概況について御説明します。

それでは、お手元の資料の1ページを御覧ください。

企業局では、12の水力発電所と松岡にある太陽光発電所で発電した電力を九州電力に供給しています。

まず、1の売電実績電力量の推移のグラフを御覧ください。

令和2年度の水力発電の売電実績電力量については、赤の折れ線グラフの一番右端、1億6,412万1千キロワットアワーで、目標供給電力量の85.6%となっています。これは、昨年度は雨が少なかったことや、阿蘇野川発電所が昨年7月の豪雨により被災し、運転を停止したことなどによるものです。

なお、黒い点線で示した各年度の目標供給電力量は、過去30年間の運転実績にオーバーホールや修繕工事等に伴う運転時間の減少を勘案して設定しています。平成30年度からは大野川発電所がリニューアル事業のため運転を停止していることから大幅に減少しています。

その下、緑色で示した太陽光発電の令和2年度の売電実績電力量は、155万6千キロワットアワーで、前年度よりも増加していますが、これは雨が少なかったことなどによるものです。

次に、2の電力料金収入の推移です。

令和2年度の水力発電料金収入は約17億4,600万円で、前年度の88.0%となっています。また、太陽光発電の電力料金収入は、約6,200万円で、前年度の110.7%となっています。

3の電力料金単価です。

九州電力とは、2年ごとに契約更改を行っており、令和2年度と3年度の平均単価は、1キロワットアワー当たり9円99銭となっていま

す。

4の純利益・純損失の推移です。

令和2年度の純利益は約2億3,800万円となっており、前年度に比べて約5,200万円の減となっています。

資料の裏面、2ページを御覧ください。

工業用水道事業について御説明します。

工業用水道事業では、大野川から取水した水を、大分市判田と大津留にある2か所の浄水場で処理し、大分市内の企業に工業用水として供給しています。

1の契約水量の推移ですが、昨年度末現在の契約水量は、1日当たりの水量で約55万4千立方メートルとなっています。

2の事業所数の推移ですが、昨年度末現在で46の事業所と給水契約を結んでいます。

水道料金については、契約水量に応じて料金を徴収する責任水量制を採用しており、料金単価については、全国平均では1立方メートル当たり約23円となっているところ、本県では15.8円又は8.8円と安価で提供しています。

契約水量の多い事業所は、1日当たり水量で日本製鉄23万立方メートル、鶴崎共同動力11万立方メートルなどとなっています。

一番下、3の純利益の推移です。

令和2年度の純利益は約3億6,600万円で、前年度に比べ約7,700万円の減となっています。

企業局の経営概況の説明は以上です。

引き続き、総務課長から決算等の詳細について御説明するのでよろしくお願ひします。

塩月総務課長 第88号議案令和2年度大分県電気事業会計利益の処分及び決算の認定並びに第89号議案令和2年度大分県工業用水道事業会計利益の処分及び決算の認定について、お手元に配付の令和2年度大分県公営企業会計決算書により御説明します。

初めに、電気事業会計について御説明します。

決算書の1ページをお開きください。

電気事業の概況ですが、令和2年度の発電状況、収支、損益などについての総括事項を記載しています。

続いて、2ページに職員に関する事項、3ページから7ページまでは工事、委託などの発注状況を記載していますが、時間の関係から説明は省略します。

次に、8ページの3業務です。

一番上、(1)業務量ですが、さきほど浦辺局長から御説明したとおりです。

次に、(2)事業収入に関する事項を御覧ください。当年度欄の一番上、営業収益は18億7,489万円余りで、前年度に比べ、1億8,446万円余りの減となっています。これは主に、降雨に恵まれなかったこと、昨年7月の豪雨により阿蘇野川発電所が被災し、運転を停止していることなどによる水力発電量の減によるものです。

次に、表の中ほど、財務収益は5,979万円余りで、前年度に比べ122万円余りの減となっています。

次に、事業外収益ですが、3,565万円余りで、前年度に比べ2,091万円余りの減となっています。

以上により、当年度の事業収入合計は19億7,035万円余りとなり、前年度に比べ2億660万円余りの減となっています。

次に、支出です。

(3)事業費に関する事項を御覧ください。

一番上の営業費用は16億8,853万円余りで、前年度に比べ3,534万円余りの減となっています。主な減少理由を説明すると、委託費が1億6,227万円余りで、前年度に比べ6,828万円余りの減となっています。これは主に、前年度に芹川第一、第二発電所リニューアルに伴う概略設計業務委託を行ったことなどによるものです。

減価償却費は3億7,430万円余りで、前年度に比べ2,746万円余りの減となっています。これは主に、更新工事に伴い既設設備の除却を行ったことから、減価償却費が減少したものです。

その下、財務費用は1,581万円余りで、前年度に比べ585万円余りの減となっています。これは、企業債元金返済の進捗により、支

払利息が経年減少したものです。

次の事業外費用は2, 248万円余りで、163万円余りの増となっています。

その下の特別損失は509万円余りで、1億1, 570万円余りの減となっています。

当年度の災害による損失は、阿蘇野川発電所の被災に伴う固定資産の除却で、前年度その他特別損失は、大野川発電所リニューアル事業に伴う固定資産除却費です。

以上により、当年度の支出である事業費合計は17億3, 192万円余りで、前年度に比べ1億5, 527万円余りの減となっています。

この結果、一番下の表、差引収支の欄にあるように、令和2年度の電気事業の純利益は2億3, 842万円余りとなり、前年度に比べ5, 132万円余りの減となっています。

次に、14ページをお開きください。

ただいま御説明した収益・費用の状況を損益計算書の形にしたものです。

1の営業収益は(1)の電力料などで、金額欄の真ん中の列の一番上、18億7, 489万円余りとなっています。

2の営業費は(1)の水力発電費や(3)の一般管理費などで、真ん中の列の上から2番目、16億8, 853万円余りとなっています。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は、右端列の中ほど、1億8, 636万円余りとなっています。

このほか、3の財務収益と、4の事業外収益から、5の財務費用と6の事業外費用を差し引いた収支は5, 715万円余りで、営業利益にこれを加算した経常利益は右端列の下から6段目、2億4, 352万円余りとなっています。

7の特別損失は509万円余りで、経常利益からこれを差し引いた収支は、2億3, 842万円余りとなり、これが右端列の下から4段目、当年度の純利益となります。

その下、3億1, 961万円余りは前年度繰越欠損金となっています

右端列の下から2段目、その他未処分利益剰余金変動額は令和2年度中に使用した中小水力発電開発改良積立金の額ですが、1億4, 88

6万円余りとなっています。

当年度純利益とその他未処分利益剰余金を加算した額から前年度繰越欠損金を差し引いた当年度未処分利益剰余金は、右端列の最下段、6, 767万円余りとなっています。

次に、18ページをお開き願います。

当年度未処分利益剰余金の処理について御説明します。

令和2年度大分県電気事業剰余金処分計算書(案)についてです。

表の一番右の列、未処分利益剰余金については、その他未処分利益剰余金変動額に相当する1億4, 886万円余りをこれまでと同様に資本金に組み入れ、一番上に記載の当年度末残高6, 767万円余りと合わせて、8, 118万円余りを繰越欠損金として翌年度に繰り越します。

20ページをお開き願います。

貸借対照表について御説明します。

左側、資産の部の1の固定資産ですが、発電所の施設や送電線などの設備に関する(1)電気事業固定資産などで、固定資産合計は一番右端列、170億8, 538万円余りとなっています。

2の流動資産は現金預金、電力料等の未収金などで、合計は右端列の下から2段目の76億1, 248万円余り、固定資産と流動資産の資産合計は、その下246億9, 787万円余りとなっています。

次に、右の21ページの負債の部及び資本の部について御説明します。

負債の部の3固定負債ですが、企業債及び引当金で、合計は右端列の一番上57億7, 642万円余りとなっています。

次に、4の流動負債です。

これは、令和3年度中に償還予定の企業債や工事代金等の未払金などで、流動負債合計は、右端列の上から2段目33億1, 265万円余りとなっています。

これらに右端列の上から3段目、5の繰延収益1億6, 367万円余りを加算した負債合計は、その下段92億5, 275万円余りとなってい

ます。

次に、資本の部についてですが、6の資本金及び7の剰余金を加算した資本合計は右端の列の下から2段目、154億4,512万円余りで、これに負債合計を加算した負債資本合計は右端列の最下段、246億9,787万円余りとなり、前ページの資産合計と一致しています。

以上で電気事業会計の説明を終わります。

続いて、工業用水道事業会計について説明します。

49ページをお開きください。

工業用水道事業の概況ですが、令和2年度の総給水量、収支、損益などについての総括事項を記載しています。

続いて、50ページに職員に関する事項、51ページから54ページまでは工事、委託などの発注状況などを記載していますが、時間の関係から説明は省略させていただきます。

55ページをお開きください。

一番上、(1)の業務量ですが、さきほど局長から御説明したとおりです。

次に、(2)事業収入に関する事項です。

当年度欄の一番上の営業収益は、19億4,429万円余りで、前年度に比べ6,063万円余りの減となっています。これは主に、火災事故のあったユーザー企業に対して、水道料金の減額措置を行ったことなどによる給水収益の減によるものです。

表の中ほどの営業外収益は2億3,242万円余りとなり、1,075万円余りの減となっています。

以上により、当年度の事業収入合計は21億7,671万円余りとなり、前年度に比べ7,139万円余りの減となっています。

次に、支出である(3)事業費に関する事項を御覧ください。

一番上の営業費用は17億7,646万円余りで、前年度に比べ735万円余りの増となっています。主な増加理由を説明すると、職員給与費が3億9,524万円余りで前年度に比べ1,466万円余りの増となっています。これは主に、退職給付金引当の増によるものです。

また、修繕費が1億4,913万円余りで、前年度に比べ4,743万円余りの増となっています。これは主に、設備の老朽化対策などの修繕が増加したことによるものです。

営業外費用は3,385万円余りで、前年度に比べ185万円余りの減となっていますが、これは、企業債元金返済の進捗により、支払利息が経年減少したものです。

以上により、当年度の支出である事業費合計は18億1,032万円余りで、前年度に比べ549万円余りの増となっています。

この結果、一番下の表、差引収支の欄にあるように、令和2年度の工業用水道事業の純利益は3億6,639万円余りとなり、前年度に比べ7,688万円余りの減となりました。

次に、62ページをお開きください。

損益計算書について御説明します。

1の営業収益は、(1)の給水収益などで、金額欄の真ん中の列の一番上、19億4,429万円余りとなっています。

2の営業費用は、(1)の原水及び浄水費や(2)の配水及び給水費などで、真ん中の列の上から2番目、17億7,646万円余りとなっています。

1の営業収益から2の営業費用を差し引いた営業利益は右端列の中程、1億6,783万円余りとなっています。

3の営業外収益から4の営業外費用を差し引いた収支は、右端列の2段目、1億9,856万円余りとなり、営業利益にこの額を加算した経常利益は、右端列の上から3段目、3億6,639万円余りとなっています。

特別利益及び特別損失はないので、経常利益がそのまま右端列の下から3段目、当年度の純利益となります。

当年度純利益に、その他未処分利益剰余金変動額2億5,110万円余りを加算した合計が右端列の最下段、当年度未処分利益剰余金6億1,750万円余りとなっています。

次に、66ページをお開き願います。

令和2年度大分県工業用水道事業剰余金処分計算書(案)についてです。

表の一番右の列、未処分利益剰余金については、一番上の6億1,750万円余りのうち、令和3年度の企業債償還のための減債積立金に1億9,077万円余り、将来の設備投資のため建設改良積立金に1億7,561万円余りをそれぞれ積み立てたいと考えています。

また、その他未処分利益剰余金変動額に相当する2億5,110万円余りについて、電気事業と同様に資本金に組み入れるものです。

最後に、68ページをお開きください。

貸借対照表について御説明します。

資産の部の1の固定資産ですが、施設や送水管、配水管などの設備に関する固定資産合計は、一番右端列187億5,887万円余りとなっています。

2の流動資産は現金預金、水道料金等の未収金などで、合計は一番右端列の下から2段目、53億262万円余りとなっています。

固定資産と流動資産の資産合計は、その下、240億6,149万円余りとなっています。

次に、右側、69ページの負債の部と資本の部についてです。

負債の部の3、固定負債ですが、これは企業債及び引当金で、合計は右端列の一番上、19億2,351万円余りとなっています。

次に、4の流動負債です。

令和3年度中に償還予定の企業債、工事代金等の未払金などで、流動負債合計は右端列の上から2段目、6億1,816万円余りとなっています。

これらに右端列の上から3段目、5の繰延収益31億1,852万円余りを加算した負債合計はその下段56億6,020万円余りとなります。

次に、資本の部についてですが、6の資本金及び7の剰余金を加算した資本合計は右端列の下から2段目、184億129万円余りで、これに負債合計を加算した負債資本合計は右端列の最下段、240億6,149万円余りとなり、前ページの資産合計と一致しています。

以上で、令和2年度電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算に関する説明を終わります。

木付委員長 次に、決算審査の結果について、監査委員の説明を求めます。

長谷尾代表監査委員 さきの県議会で監査委員の選任に同意をいただき、10月1日に代表監査委員に就任した長谷尾雅通です。どうぞよろしくお申し上げます。

令和2年度大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算にかかる審査結果について、監査委員を代表して御説明します。

お手元に配付の、令和2年度大分県公営企業会計決算審査意見書を御覧ください。

表紙の次のページをお開きください。

この意見書は、地方公営企業法第30条第2項の規定に基づき、本年6月1日に知事から、令和2年度大分県病院事業会計、大分県電気事業会計及び大分県工業用水道事業会計決算について、監査委員の審査に付されたので、その審査結果を取りまとめ、7月30日に知事に提出したものです。

それでは、1ページをお開きください。

まず、第1審査の概要の3審査の手続を御覧ください。

電気事業会計及び工業用水道事業会計の決算審査にあたっては、各事業の経営活動は、本来の目的に沿い、経済性の発揮及び公共性の確保がなされているか、決算書その他決算関係書類は、経営成績及び財政状態を適正に表示しているかという点に主眼を置き、関係職員の説明を求めるとして慎重に審査を行いました。

次に、第2審査の結果についてです。

企業局所管の各事業会計の決算書その他決算関係書類は、前述の方法により審査した限りにおいて、法令に適合し正確であると認められました。

また、予算の執行、収益・費用及び財産に係る事務については、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、各事業の決算の概要及び審査意見についてです。

まず、大分県電気事業会計について御説明します。

17ページをお開きください。

1 審査意見です。

1 の経営成績及び財政状態についてですが、電気事業は、大野川発電所のリニューアル工事などの建設改良事業等による固定負債や流動負債等の増加があるものの、引き続き安定した経営を維持していること及び短期・長期の財務の安全性が保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、2 の総合意見ですが、企業局は、平成30年3月に策定した経営戦略をもとに、老朽化した水力発電所を順次リニューアルするほか、再生可能エネルギー固定価格買取制度（FIT）による売電契約への移行など戦略的な取組を進めています。

収益は、電力小売業への参入全面自由化等の後も九州電力株式会社と長期基本契約を結び、令和7年度まで全量売電することとしています。売電単価は2年ごとに見直しており、今年度は契約更改が予定されていることから、有利な交渉結果が得られるよう取り組むことが望まれます。

今後の長期安定経営に向けて、大分県企業局経営戦略及びその実行計画である経営戦略アクションプランによるリニューアル事業を推進するとともに、コストダウンに取り組むほか、国の2050年カーボンニュートラル実現に向けた脱炭素化である再生可能エネルギーの主力電源化等の動向を注視し、令和8年3月の九州電力株式会社との長期基本契約の終了を見据え、健全経営の維持及び安定的なサービスの提供の強化に努められるよう要請しました。

以上で、大分県電気事業会計決算審査結果についての説明を終わります。

次に、大分県工業用水道事業会計について御説明します。

31 ページをお開きください。

審査意見です。

1 経営成績及び財政状態の、下から3行目を御覧ください。

工業用水道事業は、責任水量制による安定した料金収入に支えられ良好な経営を維持してお

り、短期・長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

続いて、2 総合意見ですが、工業用水道事業も、経営戦略及びアクションプランの着実な実行を図っているところです。

平成29年度に本格運用が開始された給水ネットワーク再構築事業により送水隧道の本格的な点検・補修が可能となったことから、主要施設の耐震化、老朽化対策などの施設の長寿命化に取り組んでいます。

しかしながら、事業開始から60年以上が経過し、事業の根幹を支える主要な施設・設備の老朽化が顕著となっています。将来にわたり安定経営を継続するためには、給水ネットワークを利用した隧道点検及び補修はもとより、大規模災害に備えた耐震化や計画に基づいた老朽化対策などを積極的に進め、安定的な給水体制を構築していかなければなりません。

今後、大分県企業局経営戦略及びその実行計画である経営戦略アクションプランを着実に実行し、事業の進捗を図るとともに、隧道等施設の点検結果によっては、大規模な改修が必要になる可能性もあることから、効率的、効果的な経営に努めながら、さらなる経営基盤の強化や事業の発展に努められるよう要請しました。

以上が、大分県工業用水道事業会計決算審査結果についての説明になります。

これで、企業局分の決算審査の結果についての説明を終わります。

木付委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、本日以降の本委員会での質疑の順序について確認します。

最初に事前通告をした委員、次に事前通告なしの委員、最後に事前通告をした委員外議員の順に質疑を行います。

事前通告なしの委員外議員については、進行状況等を勘案しながら指名するので、あらかじめ御了解願います。

発言は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立し、マイクを立てて行ってください。

質疑は付託された決算議案に対する質疑にと

どめるとともに、説明資料におけるページ及び事業名などを明らかにしてください。

質疑は関連質疑も含め一人5分以内で、再質疑は2回までとなっているので、要点を簡潔にお願いします。

また、委員外議員の関連質疑は、委員の質疑終了後に別途お願いします。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が1名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 今の監査報告の中で少し聞いてみたいことがあるので、質問通告に少しプラスして質問したいと思うのでよろしく。

まず、決算審査意見書の中で、企業局として電気事業も工業用水道事業も大分県企業局経営戦略を策定し、地域社会への貢献、県民福祉の向上を掲げているとなっていますが、具体的にどのような貢献とか福祉の向上に取り組んでいき、その成果はどうであったのか。

もう一つ、電気事業について、2050年のカーボンニュートラルの問題が非常に重要な局面にきていますが、その問題についての動向、あわせて令和8年3月末に九州電力との契約等も更新をどうするかを含めて検討していかなければなりません。サービスの提供の強化にぜひ努めてほしいとなっていますが、そういった動向についてどのように考えているかを聞きたい。

二つ目には、工業用水の譲渡承認についてですが、これは船舶の給水のことです。外航の給水料金が平成9年に182円から188円に引き上げられているが、その理由は何か。また、内航は消費税増税とともに引き上げているが、今後本体価格の値上げは検討しているのかどうか。

最後に、工業用水道事業会計で平成28年からネットワーク構築事業が終了したその後から内部留保が結構増えているが、今後どのように内部留保が推移していくのかという点です。

塩月総務課長 それでは、まず地域社会の貢献

の関係についてお答えします。

企業局では、電気事業と工業用水道事業を行うとともに、大分市や別府市に上水道の原水を供給しており、大分市全世帯の約3割、別府市全世帯の約7割に相当する原水をそれぞれ供給することで住民生活の安定に寄与しているものと考えています。

また、かんがい用水の供給や土地改良区との共有施設である水路等を主体的に管理することで地域農業の振興にも寄与しているものと考えています。

加えて、利益の一部を一般会計へ繰り出す県政貢献として、平成18年度から現在に至るまで、豊の国ハイパーネットワーク運営管理事業、アジア・太平洋水環境交流推進事業、芸術文化基金、企業立地促進等基金に合計16億8千万円を繰り出し、県の重要施策推進を後押ししてきました。

それから二つ目、工業用水の譲渡承認の関係です。

工業生産を行うために使用される船舶に給水する船舶給水として工業用水を譲渡することは認められており、その譲渡承認の際には、給水料金についても公正妥当なものであり、かつ適正な原価を基礎としたものであることを企業局で審査し承認しています。

御質問の平成9年に工業用水の譲渡を承認している3社のうち、1社が給水料金を引き上げたことについては、人件費と給水作業費の上昇を理由とする変更承認申請があり、妥当な範囲であると判断して承認しました。

今後の料金の値上げについてですが、現在、どの企業からも申請や相談はありません。

それから3点目、内部留保資金についてです。

工業用水道事業における内部留保資金については、給水ネットワーク再構築事業の終了時点で約44億円まで減少しましたが、令和2年度決算時点では約62億円となっています。

今後の推移ですが、経営戦略において令和9年度までの老朽化設備の補修や更新に60億円を超える費用を見込んでおり、10年度以降も浄水場などの大規模な設備の更新が続くため、

令和5年度から14年度にかけて減少しますが、その後は徐々に回復する見込みです。

それから、順番が前後して申し訳ありませんが、カーボンニュートラルに対する考え方です。御案内のとおり企業局は発電事業者で、このカーボンニュートラルの肝は、企業局との間と言えば九州電力になります。小売事業者が石油とか石炭の電力を水力等に変えることが肝だろうと思います。企業局でできる努力としては、これまでどおり引き続き安定した水力発電の提供とともに、発電量をもっと増やすのが一番いいのかなと、国策に沿うのかなと考えています。

また、現実には12発電所あり、新たな発電所を造る場所もなかなかないので、今のリニューアル事業を行っています。リニューアル事業を行うことにより、例えば、今まで7の水で7の電気しか発電できなかったのが、新しい設備で効率がアップして、7の水でも10の発電ができます。発電量を増やすことは可能なので、そういった形でカーボンニュートラルに取り組んで協力していきたいと考えています。

それから、令和8年に、現在の九州電力との基本契約が切れた後どうするかです。まず、8年度以降は入札せざるを得ないので、その段階で九州電力以外のほかのどんな企業が成長しているかもあるが、いずれにせよ、入札はすることになります。それに向けたいろいろな情報収集をしていきたいと考えています。

堤委員 カーボンニュートラルの件で、石炭火力から水力発電に変えていく。あわせて太陽光発電は、大分県の場合だと民間が非常に多いが、県も今、2億数千万円の売上げがある。企業局として、県の遊休地とかに太陽光発電施設の建設等について検討されているのかが一つ。

もう一つ、船舶給水は妥当と判断した根拠を教えてください。

塩月総務課長 太陽光の関係ですが、御案内のとおり、国の施設はそれぞれの施設で発電機能を持つよという話も聞いているし、企業局においても、いずれそういう取組もしていかななくてはいけないと思っています。

それから、船舶給水の判断の根拠ですが、ま

ず、平成9年4月1日現在、当時の大分市の上水道の船舶給水料金というのがあります。これは上水道を給水するものなので、ちょっと違いますが、大分市の港湾事務所の単価は600円です。それから、この188円の内訳を見ると原価とぎりぎりの状態です。そういった2点から妥当であると判断しています。

堤委員 分かりました。原価ぎりぎりということは、利益は出ていないと判断していいですか。
塩月総務課長 利益は出ていないと判断しています。

また、ほかの2社は、むしろ赤字が出ていると判断しています。

守永委員 令和2年度大分県公営企業会計決算書の36ページから43ページにかけて固定資産明細書が記載されています。その中で大野川発電所、芹川第一、第三発電所、北川発電所、別府発電所、発電制御所、管理事業所の欄で共有者持分額という分類が設けられています。具体的にどのような内容を示しているのか、また、相手方の説明を具体的にお願いしたいと思ます。

塩月総務課長 36ページからの共有者持分額についてです。電気事業の共有設備については、それぞれ協定書でアロケーションを定めて費用分担しており、共有者の負担額を共有者持分額としてここに記載し、企業局の資産から差し引く意味でマイナス表記しています。

具体的には、まず、大野川発電所の共有者持分額はありません。芹川第一発電所については、県河川課が所有する芹川ダムの土地や建物等の持分額について記載しています。芹川第三発電所については、地元土地改良区が所有する水路の持分額について記載しています。北川発電所については、県河川課が所有する北川ダムの土地や建物等の持分額について記載しています。別府発電所については、別府市上下水道局が所有する土地や建物等の持分額や、地元土地改良区が所有する水路の持分額について記載しています。発電制御所については、県河川課が所有する芹川ダムや北川ダムに関連する機械装置の持分額、管理事務所についても、県河川課が所

有する芹川ダムや北川ダムに関連する建物や機械装置等の持分額について記載しています。

なお、設備の改良工事を行った場合には、共有者にはアロケーションに応じた負担額を求めており、適切な資産管理に努めています。

守永委員 それぞれ設備に関連をする水路なり、接続部分の持分額が示されており、相手方の資産に計上するにあたって、相互に同額が減額措置されていることがよく分かりました。

ただ、様々な災害復旧等で、お互いに持分所有している財産について、緊急的に補修等を行わなければならない場合に、工事を先行しなければ発電にしても給水にしても、本来的機能が速やかに復旧できないこともあろうと思います。そのようなときの取決めは何かありますか。

塩月総務課長 基本的には共有設備の維持管理費についてのアロケーションが基本ですが、災害だと若干ケース・バイ・ケースがあろうかと思えます。

守永委員 ダムのあるところは割と急峻な地形のところがあり、結構経過年数がたっている施設もあります。即対応していく中で、例えば、臨時的に仮設の工事をするにしても、お互いにどれだけ負担できる、負担しなければならないということを協議が調ってから復旧するのでは、どうしても遅れ遅れになってしまいます。幸いにも企業局の経営資産上は保有財産等もあるので、一時的に企業局が立て替え、協議が調い次第、持分について相手方から補償してもらうような手はずを通常の中で議論されていないと、いざというときに即工事に入れない、復旧に入れないことがあるのでないかと思いますが、その辺を聞かせてください。

本林工務課長 さきほど御説明したとおり、資産の維持管理については、協定書をもって実施主体がどこかを決めています。その中で、企業局が実施主体として決定した部分については、災害が起きたときに、一応相手方に確認を取り、実施を行うまでは企業局が全額負担して、それが終了した後に負担分を負担金としていただくのが通常の流れです。

二ノ宮委員 電気事業会計についてお聞きしま

す。審査意見書の17ページから19ページだと思います。

さきほどから経営についていろいろな報告がありました。大分県企業局経営戦略に基づき、今後50年間の安定経営に向けた老朽化した水力発電所を順次リニューアルするなど、戦略的な取組の中で経営が安定していることを聞いて安心しました。

そういう中で、少し心配しているのは、昨年の7月豪雨災害のことです。特に私の住んでいる由布市の中で、阿蘇野や湯平地区が集中的に被害を受けました。19ページの資料を見ると、特に大分川水系に全体の半分の6発電所が集中しています。その中で、昨年の豪雨で花合野川発電所については被害がなかった。阿蘇野川発電所については被災し、現在停止中です。特に電力量が減った大きな理由に雨量が少なかったことと、阿蘇野川発電所が停止したことという説明がありました。この二つの発電所だけでなく、他の発電所の被害はなかったのか。今後も豪雨災害が予想される中で、各発電所の災害対応は十分なのかお聞きします。

導水管から発電所本体、配水管までについては、リニューアル等を含め、万全な対策が取られていると思いますが、急傾斜地や、河川の浸食等もあると思います。そういうことについてお聞きします。

本林工務課長 昨年7月豪雨災害で短期間の被害を受けた発電所はほかにもありますが、1年以上の長期にわたる発電停止となった発電所は阿蘇野川発電所のみです。

発電所の建屋については、建築基準法による構造計算に加え、水車発電機に係る動力などを加味して、十分な強度を持たせるよう設計しており、それ自体は非常に強固なものですが、阿蘇野川発電所の被災については、河川護岸の流出が波及したものでした。発電所自体の被害は生じていませんが、地盤基礎などへの影響が懸念されるため、今も発電を停止しています。これについては、現在、河川の護岸復旧とあわせて復旧に取り組んでおり、見込みでは令和4年7月頃に復旧できると考えています。

こういった想定外の災害対策については、リニューアル事業など大規模改修の際に、過去の被災事例等を勘案して必要な対策を行い、安全性の向上を図ることとしています。

例としては、現在、リニューアルを進めている大野川発電所では、過去、大野川の氾濫による浸水被害がありました。それを踏まえて、発電所建屋の位置変更や止水扉や設備のかさ上げ等の対策を行うことにしており、今後ほかの発電所にも広げていこうと考えています。

二ノ宮委員 恐らく万全の対策は取られていると思っています。

一つお聞きしますが、阿蘇野川発電所が止まっているが、その1年間の目標電力量、販売量について教えていただきたい。

それと、大分川水系だけで発電所が6か所あります。ほとんどの発電所に行ったことがあるが、後ろが急傾斜地だったり、ほとんど川に面していて、河川の浸食を受けやすい位置にあると思います。恐らく阿蘇野川発電所についても想定して準備していたが、7月豪雨でやられてしまった。今以上に災害対策に力を入れていかなければ損失が大きくなるし、安定経営が難しくなるのではないかと考えています。そのことを教えてください。

本林工務課長 阿蘇野川発電所の停止に伴う電力ですが、大体1年間に671万9千キロワットアワーほどを計画していました。これが昨年7月以降発電できていないので、大体1年間に換算すると2千万円強の減収となります。

あと、特に急傾斜地の対策については、大がかりなものになるので、なかなか費用対効果を考えると、全ての発電所ですぐにはなりません。さきほども述べたとおり、大規模改修などの機会を通じ、必要な対策は順次行っています。

二ノ宮委員 ありがとうございます。経営の安定供給のためにも、その辺は特に気を付けていただきたいと思っています。

木村委員長 ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

小嶋委員 さきほど聞き取りにくかった答弁が

ありました。堤委員が質問されていたところです。今後も再生可能エネルギーの開発に対してどうお考えかと尋ねたと思いますが、その点をちょっと聞き取りにくかったのでお答えいただきたい。

それから、監査意見書の中にもありますが、国が進める2050年カーボンニュートラルの実現に向けた方向性はほぼ確定しています。これに対して、大分県企業局がCO2に由来しない電源を確保する重要性が高まっていくと思います。リニューアルを進めていくということで、水量をかさ上げして、多くの電力を発電していただきたいのは同じ思いです。

一方で、ソーラー発電について、一定の発電、一定の収入はあるようですが、このことが企業局にとってどういう位置付けになるのか。

何が聞きたいかと言うと、ソーラー発電はCO2が関係ないから非常に有力な電源になると思うが、企業局として、これからそれを拡大していくのかお尋ねします。

塩月総務課長 さきほども申したとおり、企業局としては、直ちに新たな発電を行う予定はありません。これまでも、平成17年頃から水力以外の風力であるとか、新たな水力や太陽光も検討したが、太陽光は意外と大きな収入が上がっていません。そういった部分も検討し、今のリニューアル路線を選択しました。

ただ、情勢も変わってきており、さきほど堤委員の質問のときに言ったように、公共の建物に太陽光発電を付ける動きがあるように聞いているので、そういった場合にはもちろん対応していきたいと考えています。

小嶋委員 太陽光発電をすぐ拡大する思いはないと伺いましたが、これからカーボンニュートラル2050を展望したとき、一方で県が進めようとしている水素電力の開発があります。将来的にCO2と関係のない、CO2由来でない水素電力を非常事態のときに使うとか、あるいは水素の供給をしなければならなくなる時代が恐らくそう遠くないうちに来ると思います。企業局の企業方向として、水素の開発などについても着手していくことが私は求められると思う。

10年、あるいは15年先になるかもしれませんが、今の段階での展望として、そういうものも検討されるんじゃないかと思いますが、どのようにお考えですか。

塩月総務課長 水素の開発について御質問ですが、御案内のとおり、企業局は水を扱っているので、水素の開発というのは新しい事業になるかと考えています。

他県では若干ですが、取組をしているところもあり、内部ではそれを考えていこうよという声も出ています。現在、経営戦略の中間見直し等を行っていて、そういった中で、何らかの方向性を示したいと思っているが、現実的にすぐには——他県では、民間企業とか大学とか、特殊なところと組んでやっているところばかりなので、何かうまく組むことができれば進めたいと思います。計画として頭の中にはもちろん入っています。

太田委員 大分県公営企業会計決算審査意見書の19ページに、松岡太陽光発電所の発電日数が365日とあり、その横に出力抑制が21日あります。これは発電をできないことなのか。それはどういう条件——今週晴天が続いているので、全体の出力が大き過ぎてバランスが崩れると、こういう状況が生まれるのかを教えてください。

本林工務課長 この松岡太陽光発電所に係る出力抑制については、電気を発電する方と電気を使う方とのバランスを電気事業者が勘案し、発電する方が多くなると需給バランスが崩れるので、発電を順に停止させるスキームに従って行います。

発電を停止する順序としては、まずは火力発電所の抑制、それから揚水発電の停止、九州域外への供給、次はバイオマス、太陽光、風力などの発電抑制と。その後、広域的な運用や、最後には原子力、地熱、水力などにも抑制が行く順番になりますが、今回、ここに記載している太陽光の抑制については3番目ぐらいの順序のものになります。

これは現在、特に九州エリアについては、太陽光発電の事業者が非常に増えており、やはり

日中の特に晴れた日は非常に発電量が多いと。ただ、使う量については、大量に電気を使う工場でも、天気がいいから増えるということではないので、特に季節的に春や秋には発電が余りぎみになり、こういった抑制が発生しています。**木付委員長** ほかに委員の方ではありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 委員外議員で質疑はありませんか。
〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して委員の方からほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって企業局関係の審査を終わります。執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔監査委員、企業局、委員外議員退室〕

木付委員長 これより、決算審査報告について内部協議に入ります。

さきほどの企業局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

堤委員 さきほどの内部留保の使い方、結局、県政貢献、地域貢献でかなり使っていますよね。そういう地域貢献、県政貢献について、やはり内部留保が残ってもしようがないので、これからリニューアルがあったとしても、考えを見直して、増額の方向で検討できないか、ぜひ追加していただければと思います。

木付委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

木付委員長 ほかにないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

木付委員長 それでは、そのようにします。

以上で企業局関係の審査報告書の検討を終わります。

暫時、休憩します。

午前 11時14分休憩

午後 1時01分再開

大友副委員長 休憩前に引き続き、委員会を開きます。

これより、病院局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、病院局長及び関係者の説明を求めます。

井上病院局長 病院局長の井上です。委員の皆さまにおかれては、日頃から病院事業の運営について、御理解、御支援をいただき、お礼を申し上げます。

本日は、病院事業に係る決算について御審議いただきますが、何とぞよろしく申し上げます。

初めに、決算特別委員会の審査報告書に対する措置状況について報告します。

お手元の決算特別委員会資料の1ページをお開きください。

審査報告書の左の欄、指摘事項にある①保健所及び県立病院の体制強化等についてに対する県立病院の取組状況について説明します。

右の欄、措置結果を御覧ください。

昨年来の新型コロナウイルス感染症患者の受入れや治療においては、感染症指定医療機関としての役割を果たすべく、トリアージ室の増設や病室の陰圧化等の感染防止対策を取りながら、主に中等症から重症の患者の受入れと治療にあたってきました。

また、感染患者が急増したいわゆる第4波や第5波においては、既存の感染症指定病床に加え、一般病床の一部をコロナ病床に転換して、入院治療体制の拡充を図りました。

本院の感染症病床では、患者を受け入れて初めて医師・看護師を配置する診療体制であるため、こうした対応にあたっては、一般病床の一部を休止するなどして診療・看護体制の確保を

図るとともに、最重症患者へ対応する際の手当の増額を行うなど、コロナ対応にあたる医師・看護師等の人員確保や処遇改善にも取り組んでいます。

今後とも、県の基幹病院として、周産期医療や小児医療、救急医療などの提供を堅持しながら、コロナ患者の治療との両立に努めていきたいと考えています。

次に、決算の説明に入ります。

資料の2ページをお開きください。

令和2年度病院事業の取組状況を記載しています。この主な内容について説明します。

本院は、県民医療の基幹病院として、新しい時代に対応した質の高い医療を提供するため、平成31年度から令和4年度までの4年間を対象期間とする第四期中期事業計画を策定し、挑戦と継続～県民に支持される病院を目指して～を基本理念に、地域医療構想を踏まえた本院の果たす役割など五つの柱の下、取組を進めています。

まず、1の大分県地域医療構想を踏まえた本院の果たす役割については、本院が高度急性期・急性期医療を提供する役割を担う中部医療圏では、今後も入院患者数が増加するとともに、周辺医療圏からの患者流入も見込まれるので、これらの患者に対応する役割を担いながら、時代のニーズに対応するよう努めていきます。

次に、2の県民の求める医療機能の充実については、周産期医療ではNICUの増床や新生児回復病床の整備、がん医療では外来化学療法室の病床拡大やゲノムセンターの設置など、高度・専門医療の体制強化に取り組んできました。

今後は、ロボット手術などの最先端医療技術導入の具体的な検討を進め、県民の求める医療機能の充実を努めていきます。

また、本院は、政策医療の提供にも取り組んでおり、御承知のように、新型コロナ対応では、感染症指定医療機関としての役割を果たすとともに、昨年10月に開設した精神医療センターでは、精神科急性期患者の受入れや、身体合併症患者に対する専門的医療の提供を行っています。

3ページをお開きください。

3の良質な医療提供体制の確保と患者ニーズへの対応については、良質な医療を提供するため、より一層の看護体制の拡充やチーム医療の推進など、高い専門性をいかすことのできる体制づくりに取り組むとともに、タスクシフト等、職員の働き方改革を進めています。

次に、4の地域医療機関等との医療連携については、患者総合支援センターを中心に、患者や家族が安心して入院生活を送れるよう、入院前支援における多職種連携や退院時の転院先医療機関との調整など、相談・支援体制の充実に努めています。

最後に、5の経営基盤の強化については、外部有識者を含めた経営改善推進委員会での経営状況の検証・評価、院内会議での稼働目標の達成状況のモニタリングなど、幹部と現場が一体となって、経営基盤の強化に取り組んでいます。

収入の確保に向けては、地域の医療機関と連携を深めて紹介患者数を確保し、短い在院日数で、高度・専門医療、急性期医療を提供することで、高い診療報酬を得ることが可能となりました。

一方、経費の削減に向けては、後発薬品の導入を推進するとともに、薬品の価格交渉に専門的なアドバイザーを加え、目標とする値引率を達成するなど、費用の削減に努めています。

今後とも、県民の安心・安全を医療面で支えていくとともに、持続可能な経営基盤の確立に向けて、一層努めていきます。

次に、4ページをお開きください。

決算状況の概要です。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染症の流行拡大による受診控えなどの影響で患者数が減少する一方、精神医療センターの開設や感染症対策等の費用が増加し、5年ぶりに医業収支が赤字になるなど、病院経営は厳しい状況にありました。

しかしながら、外来化学療法室の拡充やNICUの増床など、診療単価の向上による収益改善に取り組むとともに、新たに精神医療センターに係る県負担金や新型コロナウイルス感染症患者の受入病院に対する補助金を受けられたことなどに

より、最終損益では3億9,200万円の黒字を確保することができました。

以上で、決算状況の概要についての説明を終了します。

病院の概況及び決算状況の詳細については、この後、次長兼事務局長から御説明します。

廣末病院局次長兼県立病院事務局長 それでは、県立病院の組織及び事業概要について、お手元にお配りしている冊子、病院の概況により御説明します。

3ページをお開きください。

病院の組織機構について御説明します。

本院の診療科部門は循環器内科部をはじめとする25科部、放射線科部などの中央診療部門、薬剤部などの医療技術部門、看護部、事務局、管理室等、がんセンター、総合周産期母子医療センター、循環器センター、そして昨年10月に開設した精神医療センターとなっています。

6ページをお開きください。

職員の状況として、令和3年4月1日現在の職員数を記載しています。

一番上の医師が180名のほか、医療技術職、看護師、事務職等、合計1,081名が本院の職員総数です。

15ページをお開きください。

施設の主なものについて御説明します。

病院本館については、地下1階、地上10階建てで、屋上にはヘリポートを備えています。

本館1階・2階は主として各診療科の外来部門や患者総合支援センター、救命救急センターの初療室、周産期センターの外来部門、別棟の精神医療センターなどがあります。

4階から9階が病棟で、6階から9階は一つの階につき東西二つの病棟を配置しています。病棟ごとの診療科は、用途の欄に記載のとおりです。

16ページをお開きください。

上の表の下から2番目の欄にある三養院は、病床数は6床で、県内唯一の感染症専門病棟であり、このたびの新型コロナウイルス感染症の発生に伴い、多数の重症患者を受け入れています。

次に、24ページをお開きください。

主要な医療機器で取得価格1千万円以上を記載しています。

令和2年度は、25ページの一番下にある75番の1.5T（テスラ）磁気共鳴断層撮影装置の更新などを行いました。

次に、26ページを御覧ください。

本院の許可病床数は、614床のうち、一般病床が566床、精神病床が36床、感染症病床が12床です。

（3）入院患者延数、新入院患者数、病床利用率、平均在院日数の欄を御覧ください。

表の一番下の行が令和2年度の数値ですが、入院患者延数は15万1,653人、うち精神医療センターに係る入院患者は4,430人、新入院患者数は1万2,663人、うち精神医療センターは149人でした。一般病床利用率は79.3%、平均在院日数は10.8日となっています。新型コロナウイルス感染症の流行による受診控えなどの影響を受け、患者数が前年度より5.3%減少し、一般病床利用率も7.7%低下しています。

次に、27ページをお開きください。

ページ中ほどの（6）外来患者延数、1日平均診療人数、新規外来患者数の欄を御覧ください。

令和2年度の外来患者延数は、19万1,548人、1日の平均診療人数は788.3人、新規外来患者数は1万5,482人となっており、外来についても患者数が前年度より7.9%減少しています。

以下、31ページまで、診療科別外来患者延数やドクターカーの活動件数などの活動実績等を記載しています。

簡単ですが、病院の概況の説明を終わります。

次に、令和2年度決算について御説明します。

さきほど局長が説明した決算特別委員会資料をお願いします。

資料の5ページをお開きください。

4の決算状況報告について御説明します。

まず、（1）の決算報告書（収益的収入及び支出）です。

上の表、収入の部ですが、右から3番目、税

込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項医業収益は、167億8,850万7,569円です。

その下、第2項医業外収益は、20億2,895万1,780円です。

その下、第3項特別利益は、3億1,414万6,905円です。

以上、合計した病院事業収益は一番上の行にある191億3,160万6,254円となっています。

次に、下の表、支出の部ですが、右から3番目の税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項医業費用は、181億4,085万4,556円です。

その下、第2項医業外費用は、1億2,069万9,324円です。

その下、第3項特別損失は、4億484万4,372円です。

以上、合わせて病院事業費用の決算額は、一番上の行にある186億6,639万8,252円となっています。

次に、6ページをお開きください。

（2）の決算報告書（資本的収入及び支出）の状況です。

まず、上の表、収入の部ですが、右から3番目、税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項企業債は7億円です。

その下、第2項負担金は、4億408万5千円で、これは企業債の元金償還に係る一般会計からの繰出金を受け入れたものです。

その下、第3項補助金は、1億1,717万946円で、これは精神医療センターや新型コロナウイルス感染症対策の設備整備に係る補助金です。

以上、合わせて資本的収入の決算額は、一番上の行で、12億2,125万5,946円となっています。

次に、下の表、支出の部ですが、右から4番目の税込決算額の欄、上から2行目にあるように、第1項建設改良費は、12億4,782万3,760円で、これは大規模改修工事の土木建築部への負担金や医療機器の購入等に係るものです。

その下、第2項企業債償還金は、10億331万3,573円で、これは病院施設整備や医療機器購入等のために借り入れた企業債の元金償還金です。

その他、他会計からの借入金償還金668万3千円と、国庫補助額の確定に伴う補助金返還金30万5千円を合わせた資本的支出の決算額は、一番上の行にある22億5,812万5,333円となっています。

次に、7ページを御覧ください。

(3) 損益計算書の内容について御説明します。

まず、医業損益です。入院・外来収益などの1医業収益は、金額と記載されている真ん中の、一番上の欄にある167億7,224万8,777円に対して、給与費や材料費などの2医業費用は、その下、173億3,771万5,671円となっており、差引きは、一番右の欄にあるように、5億6,546万6,894円の損失となり、新型コロナウイルス感染症の流行拡大の影響を受け、5年ぶりに本業での赤字を計上しています。

次に、医業外損益は、一般会計からの負担金繰入などの3医業外収益が、金額欄の真ん中の、上から3段目の欄、20億1,799万6,105円に対して、企業債の支払利息などの4医業外費用は、その下、9億7,010万9,377円となっており、精神医療センターに係る負担金や、新型コロナウイルス感染症の入院医療機関に対する補助金などの収入が増えたため、差引きは、一番右の欄にあるように、10億4,788万6,728円の利益となっています。

その結果、医業損益と医業外損益を合わせた経常収支は、一番右の欄の上から3段目、4億8,241万9,824円の黒字となっています。

次に、5特別利益は、金額欄の真ん中の、下から2段目、3億1,413万7,918円となっており、その下、6特別損失は、4億484万4,372円となっており、差引きは、一番右の欄にあるように、9,070万6,454円の損失となっています。これは、大規模改

修工事等に伴い、固定資産を除却したことが主な要因です。

以上により、一番右の欄の下から3行目にある当年度純利益は、3億9,171万3,380円となり、繰越利益剰余金33億2,993万9,703円を加えた当年度末処分利益剰余金は、37億2,165万3,083円となりました。

なお、資料の8ページは個人医業未収金の状況及び対策を、9ページは一般会計負担金等の状況を、10ページは損益及び一般会計繰入額の推移を、最後の11ページは平成28年度から令和2年度までの比較損益計算書を記載しています。

以上で令和2年度決算の説明を終わります。

大友副委員長 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

長谷尾代表監査委員 令和2年度大分県病院事業会計決算に係る審査結果について、監査委員を代表して説明します。

お手元に配付の令和2年度大分県公営企業会計決算審査意見書の1ページをお開きください。

第1審査の概要については、午前中の企業局と同様なので、省略します。

次に、第2審査の結果についてです。

病院局所管の事業会計の決算書、その他決算関係書類は、審査の手続で申し上げた方法により審査した限りにおいて、法令に適合し正確であると認められました。

また、予算の執行、収益・費用及び財産に係る事務については、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、審査の内容ですが、3ページをお開きください。

1 審査意見です。

(1) 経営成績及び財政状態ですが、病院事業は、令和2年度も単年度収支の黒字を継続し、収益性及び短期・長期の財務の安全性も保たれていることから、経営成績、財政状態ともにおおむね健全であると考えられます。

次に、(2)の総合意見ですが、令和2年度は、大規模改修工事が完了し、精神科救急医療

に対応可能な精神医療センターを開所するなど、病院機能の充実が図られています。

また、新型コロナウイルス感染症による受診控え等により入院患者数及び外来患者数がそれぞれ減少したものの、新生児集中治療室（NICU）の増床や外来化学療法室の拡充等により、入院及び外来患者の1人1日当たりの診療収入が増加し、ほぼ前年度並みの医業収益を確保しています。

一方で、精神医療センターの開設等により医業費用が増加し、5年ぶりに医業損益がマイナスになったものの、センター運営費に係る県の負担金や新型コロナウイルス関連の国及び県補助金の受入れなどにより医業外収益が大幅に増加し、全体として平成19年度以降連続で当年度純利益を計上しています。

今後とも、地域の基幹病院として精神医療や感染症対策等の政策医療を担いつつ、引き続き、安定した経営を維持する方策を講じていかなければなりません。

そのためには、高度専門医療等県民が求める医療機能の充実や地域医療機関等との連携強化を図るとともに、それを支えるための効果的な診療報酬の確保等、徹底した経営の効率化が求められます。

さらに、時代のニーズに対応したロボット手術等の最先端医療技術導入の具体化に向けた検討を進めることが望まれます。

これらの取組を通じ、第四期中期事業計画に掲げた実行計画を職員一丸となって着実に遂行し、持続可能な病院運営に邁進するよう要請しました。

以上で、大分県病院事業会計決算に係る審査結果についての説明を終わります。

大友副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。

答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

事前通告が3名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。

堤委員 こんにちは。先日、大分県立病院が、地域医療に貢献した病院として大臣表彰されました。これまで本当にコロナ感染症対策とか精神医療センター等、いろいろ御苦労されていると思いますが、あわせてスタッフ等のやりくりもかなり苦労していると思います。今回、どういところが評価され、受賞することができたと考えているのか。

2点目は、令和2年4月から出退勤管理システムとしてICカードを導入しています。過労死ラインの月80時間超えの医師が、昨年4月から8月までで延べ81人と確認していますが、1年間ではどうだったのか、医師と看護師それぞれ分かれば。また、100時間超えの医師や看護師はいるのか、その2点について伺います。

井上病院局長 まず、1点目についてお答えします。

このたびの総務大臣表彰は、自治体立の病院で地域医療の確保に重要な役割を果たし、経営の健全性を過去5年以上連続して確保されている病院が対象となるもので、大変光栄に思っています。

本院は、周産期医療やがん医療、救急医療などの高度専門医療や急性期医療への診療機能の重点化を図るとともに、感染症医療や災害医療などの政策医療への取組を進め、地域の医療機関とも連携を図りながら、県民医療の基幹病院としての役割を果たしてきています。昨年来の新型コロナウイルス感染症において、一般病棟の看護師をコロナ病棟に配置するなど、スタッフの配置に苦慮しながらも対応を続けてきました。

また、経営再建として、平成18年に地方公営企業法の全部適用に移行し、大分県病院事業中期事業計画を策定、医療の質の向上と経営改善に取り組んだ結果、平成19年度に単年度収支が黒字になり、以降、良質な医療を確保しながら黒字経営を続けています。

今回の受賞は、これまでの事業管理者、院長、職員が一丸となって意識改革、業務改善への取組を継続してきたことが評価されたと考え、大変感慨深いものがあります。職員一同、素直に喜んでいきます。

これからも県民医療の基幹病院として、より一層、県民の皆さまに信頼される病院となるよう職員とともに取り組んでいきたいと思えます。

佐藤病院長 2点目の御質問にお答えします。

県立病院では、令和2年4月から出退勤等管理システムを本格稼働し、全職員の出退勤時刻がICカードにより記録されるようになっていきます。

御質問の昨年度の月80時間超の医師の人数は、延べ169人、実人数で33人、月100時間超えは延べ63人、実人数で19人でした。なお、看護師については、昨年度に月80時間超の職員はいません。

今申した医師の時間外勤務については、2024年度の時間外労働規制の導入に向けて準備を進めており、特に本院は、周産期、精神医療、救急医療など他院で取り扱っていない高度専門医療を担っている立場もあり、診療科によっては本院に患者が集中し、どうしても月100時間超えを避けられない事態が生じてしまいます。

さきに述べた出退勤等管理システムにより正確な労働時間の把握が可能となってきたので、今後はこれを基に時間外勤務の理由や必要性などについて実態を細かく精査して、より適正な労務管理が行えるように進めていきたいと考えています。

また、連続した超過勤務状態が起らないよう、各部署に対して職員ごとの時間外勤務実績データをフィードバックし、定期的に時間外勤務縮減に向けて啓発をしています。

さらに、院長である私から職場責任者に対し、体のケアのみならず、職員のメンタルヘルスを含めた労務管理に努めるよう常に注意喚起を行っています。

堤委員 どうもありがとうございます。大変な中で受賞されたということで、感慨深いという話がありましたが、ぜひ頑張ってください。

医者100時間超えは、民間もそうですが、やはり公立病院としてはあってはならないことだと思います。確かに、ICカード、システム化によって出退勤管理をして、中身までチェックができることになりましたが、いろいろやって

みたとしても、実際どうすれば具体的に——増員するのが一番いいのでしょうか、そういうのを含め、県病として何か要請と言うか、こういうことをすればもっと改善できるというのがあれば、教えていただきたいと思えます。

佐藤病院長 御質問のもっと細かい手厚い方向性という点ですが、昨年からのシステムを導入して以降、かなり細かい、一つ一つの時間帯の仕事の種類が分かってきたので、時間外勤務なのか、それとも自己の勉強のための研鑽の時間なのかをチェックすることができ始めています。それにより、さきほど申したように、各ドクターに私どもから少し工夫する点を申し上げるのがこちらからの個人に対する働きかけかと思っています。

一方、病院全体としても、ワークシェアリング、それから、医師の業務の他の職種へ与えられる部分を確実に抽出し、どこに振り分けていくのが一番効率的なのかも同時に検討を進めています。

具体的には医療秘書の増員、それから、今年から特定行為研修1期生が出ましたが、専門看護師等々に今まで医師しかできなかった業務を振り分けることを病院として正式に位置付け、医師の職務の軽減化を図る。それと同時に、例えば、昼間の時間をつくり、そこに時間外労働の部分を充て、結果的に時間外労働を減らすことも考えており、実践に移しています。

これは横一線でできることではなく、非常に今、負荷が増している診療科、それから部署、職責をにらんだ上で、そういう方々から優先的に手を付けていく方向性で今進んでいます。

井上病院局長 御質問のあった趣旨で、医師を増やせば、それが一番いいというのはよく分かります。ただ、集中している診療科は、なかなか他の病院では扱えない診療科が実は多く、そういった中で、例えば、大学病院と県立病院で、今の空床の状況とか過密状況をお互い話し合いながらシェアするとか、そういう分散化する部分の働きかけが必要だと思っており、常日頃から根気よく医師の確保をお願いして回っていますが、そういう努力も諦めずと言ったらち

よつと語弊があるかもしれませんが、それも続けていきたいと思えます。

院長が申した院内でタスクシェア、他の職種に業務を渡していく取組もしながら総合的にやらないと、なかなか一長一短にこれは解決しないと思えます。とにかく今、求められているのは、医師の正確な勤務時間をまず病院は把握せよというのが第一歩であり、実はこれはなかなか他病院の状況を聞いていると、まだそこまでいっていない病院もいくつもあると聞いています。少なくとも県立病院は、最低限のことは把握して、次の一步を進める姿勢でやっていきたいと思えます。

羽野委員 まず、大分県病院事業会計決算書5ページの資産購入の概況に、ECMOが1台あります。それから、大分県公営企業会計決算審査意見書6ページのウの(イ)新型コロナウイルス感染症への対応については、感染症専用病床は三養院、本館合わせて12床の体制で、中等症、重症患者の受入れと治療が行われたとあります。

そこで、現在、ECMOを何台保有しているのか。あわせて、ECMOについては操作の専門性が高く、スタッフが多く必要だとテレビでも報道されていました。このECMOの現在の保有台数に応じた体制が確立されているのか教えてください。

佐藤病院長 ECMOは、御存じのように経皮的な心肺補助装置と呼ばれており、心臓や肺、いずれかの疾患、あるいは両方の疾患で回復の見込みがある場合に回復までの心肺機能の補助を行うものです。

今回のコロナウイルス感染症では、特に肺の機能が低下するため、通常の人工呼吸器を装着しても症状が改善しないときに回復までの日数を計算し、その間使用されることがあります。

御質問の点ですが、本院では昨年度購入した1台を含め、計3台保有しています。ECMOを稼働するには、今おっしゃったように、呼吸器内科、救急、心臓外科、循環器内科の医師、それから、臨床工学技師、看護師など多職種による集学的な管理が必要であり、さらに交代要

員などを含めると、1日当たり約10人の人員を要すると考えています。

また、各種機器の配置や適切な感染管理のために十分に広い空間が必要で、実際には、本院では救命救急センターのICUで対応することになります。この場合、救急の受入れを制限せざるを得ません。

さらに、1人の患者に稼働させるためには、バックアップとしてECMOをもう一台、つまり、計2台必要になります。

以上のことから、本院では、対象とされる患者は現在1人が限界です。ただし、今、御説明したスタッフの配置、あるいは施行場所の確保、レイアウトなどの実施体制は十分に確立しています。

なお、本院では今のところ、新型コロナウイルス感染症患者へのECMO施行例はありません。

羽野委員 仮に2人入れるようなスペースがあったとして、今、ECMO1台に付いているスタッフが兼務と言うか、2人の患者を診ることはできないということですか。

佐藤病院長 実際には、このECMOを施行させるときは、かなりドクターも集中的に、例えば、心拍の管理等で、時間的な推移を非常につぶさに監督しながら指示を出す必要があるので、患者が仮に2人並んでいても、両方をかけ持つのはなかなか難しく、かなり診療の濃密度、いわゆるICUの患者への人工呼吸管理より、もう一段、循環を見ながら、呼吸を診ながらということになるので、医師も看護師もその患者に特化した陣容で臨まざるを得ない管理方法になります。

井上病院局長 御質問の内容に追加します。

県立病院では、今、院長が申したとおり、1人のECMO装着患者が限界で、他の施設では、県内では大分大学になると思えます。大分大学もまずは1人が恐らく限界で、県内で同時に動かすとすれば2人まで、さらにそれを超える場合は、他県に応援を依頼するしかないのが現状ではないかと思えます。

ただ、他県も余裕があるかどうか、そのときの状況によるので、そこは限界という意味では、

現実的にはそういう数字になっています。

羽野委員 ありがとうございます。ECMOについては理解できました。

仮に次の波が来て、さらに感染が再拡大した場合、ECMOではないにしろ、感染症専用病床の増床については、現在の段階で余力はあるのでしょうか。

佐藤病院長 実際には今回、本院は12床の重症病床、委員も御存じのように、本院の患者は中等症のⅡ以上で入院になるわけですが、その状況で、12床がフルで埋まった日が数日あった状況でした。

恐らく管理の上で最も重要になるのは、今、委員の御質問にあったECMOを含めてですが、人工呼吸器を装着している患者が病床数の何%を占めるのかということになるかと思えます。幸い第5波でも、12床がびっしり人工呼吸器の方々に埋まったという事態はありませんでした。今、御質問のどれぐらいの余裕があるのかということになると、実際にはピークに達した、ぎりぎりになった状況はありませんでしたが、病床数を増やすには、軽症、中等症のバックアップ病床をやや確保して、人員を重症に持つてくることで対応したのが本院の今までの動きですが、実際にコロナ患者を管理する重症病床を増やすのは難しいと私は思っています。

だから、その病床数を増やすことが難しい以上、より早期の介入、それから、人工呼吸器の次のECMOにまで達しない患者をいかに中等症Ⅱの段階で治療するかに全精力を傾け、第5波には対処しました。

最初の御質問である12床を増やすことが容易にできるかと言うと、なかなか人的にもレイアウト的にも難しいと思います。

井上病院局長 追加します。

委員が御指摘の部分ですが、まずはもっと患者が出たときに病床がもっといるのではないかという御質問だと思いますが、この場合、できないわけではないのですが、その代わり一般診療が大きく制限されます。

さきほど説明がありましたが、一般病床8床、そして、感染症病床12床、合わせて20床に

するのに2病棟分の看護師を配置転換しているわけですが、約50人で、全体の1割。そういう状況があり、さらにそれを拡大すれば数字的には可能ですが、他の部分の求められる医療を堅持できるか、非常に難しくなってきます。

第6波に向け、今、希望を持っているのは、中和抗体医療ですね。カクテル療法と呼ばれるものがもう1種類出てくる予定と聞いています。したがって、軽症から中等症になりかかる人をいかにそこでそういう治療をうまくやるか、そして、重症化させないかということ。それから、12月までには何とか経口剤、飲み薬が国内で認可される可能性が出てきたので、その部分の充実に希望を持っているのが実情です。

守永委員 県立病院の無停電装置の更新工事についてお尋ねしますが、大分県病院事業会計決算書の3ページに建設工事及び改良工事の概要として県立病院無停電装置更新工事があります。電気機器が大型化、また、たくさん入ってくる一方で、省エネ等もそれぞれの機器で進んでおり、無停電電源装置の能力として、現状使用している機材や施設をフルに稼働しても十分な能力が基本的にはあるんだろうと思っています。それがどのぐらいの期間続くものなのか、その施設の能力について教えてください。

それと、同じ資料、同じページに資産購入の概況があり、様々な高額医療機器の導入について列挙されています。高額な医療機器を選定して導入する際に、能力の判断等は医師なり機材を使用する専門家が判断されると思いますが、アフターケア等も含め、できるだけ安く、合理的な導入に向けて工夫されることや課題等、お考えのところがあれば教えてください。

石垣会計管理課長 まず、1点目の無停電装置の能力についてお答えします。

本院においては、電力供給会社からの電力が途絶え、停電した場合に備え、無停電装置と非常用自家発電設備を備えています。

無停電装置は、非常用自家発電設備から送電が開始されるまでの間、一瞬たりとも稼働を止められない人工呼吸器や人工心肺装置、血液浄化装置など命に関わる機器につなぎで電力を供

給する蓄電池としての役割を担っています。

一方、非常用自家発電設備は、自動で瞬時に起動し、5分程度で送電を開始できますが、無停電装置はその間の電力を補うのに十分な蓄電能力を有しています。

なお、非常用自家発電設備については、現在使用している機材や施設がフル稼働した場合の電力量に対し、6割程度の電力を3日間程度供給する能力があり、これは災害拠点病院の指定要件を満たす水準となっています。

続いて、2点目の高額医療機器の導入についてお答えします。

本院では、医療機器を購入しようとする場合においては、事前に多職種で構成する医療機器等整備選定委員会の承認を得ることとしています。

うち高額医療機器については、その性能だけではなく、保守や点検に要する経費、機器に不具合が発生した場合の迅速な対応が可能かといったことも考慮しながら、できるだけ複数の機器を購入候補として委員会で承認するよう努めています。

また、昨年度購入したMRIといったような超高額な医療機器に関しては、数年前から購入計画を作成し、事前に病院幹部で候補の機種を十分に検討した上で委員会に購入の可否を諮ることとしています。

このような手続を経た上で、予定価格が160万円以上の医療機器については一般競争入札により、予定価格が160万円未満の医療機器については、5者以上から見積書を徴収することにより競争性を働かせつつ、安価で合理的な購入を行っています。

医療機器の多くは耐用年数が5年から6年となっていますが、本院ではアフターケアを行いながら、最低でも10年は使用することを基本としています。しかしながら、導入から10年まで経過する間に、同種の機器の性能の進歩とかアフターケアの終了といった不測の事態が生じることがあり、このような事態に備え、診療に支障が生じることのないよう常に最新の情報を入手し、適正な更新の時期を見定めていくこ

とが課題と考えています。

守永委員 命を守る上で、電源は欠かせないものなので、管理には注意が必要だろうと思っています。さきほど説明の中で、通常使っている機器がフル稼働した場合の6割程度を3日間維持できるという説明でしたが、6割を超える使用のときにはトラブルが生じる可能性があるということなのか、それとも電力供給能力がフル稼働で6割程度ということなのか、確認したいと思います。

それと、医療機器の高額なものについて、また、医療機器そのものが新しく替わることについては、非常に性能が高くなりますが、ほとんどの機械の場合、使用にあたっての操作性に関して、ワンクッション、ツークッション、さらに操作が増えたりとか、扱いづらさという部分は下手をすると重なってしまうと言うか、増えてしまうといった傾向があるのではないかと思います。そういった部分でのふだん使う方々の意見も取り入れながら、また、そういったことにあわせて研修期間も設けながら導入されているのか、その辺を教えてください。

石垣会計管理課長 初めに、電力についてですが、現在、病院全体の電力量は最大で2千キロワットです。これに対し、非常用発電装置の能力が1,200キロワットで、約6割程度となっています。

ただし、委員が御指摘のように、フル稼働した場合に間に合わないのではないかとということですが、医療機器以外に、例えば、事務的に使っている機材とか、照明とか、使わなくてもよい電力をカットすることにより、ほぼ6割程度で災害時の応急的な医療はこなせるのではないかとということとで災害拠点病院の指定要件となっていると理解しており、それには十分対応できるのではないかと考えています。

次に話のあった医療機器の操作性が煩雑になっていくのではないかとということですが、おっしゃるとおり、そういった可能性はあります。

本院もいろんな医療機器が病院の電算システム等につながっており、そういったものとの整合性とか、実際に操作する職員がどうなのかと

いった部分について、電算に詳しい職員とか、実際にそれを操作する診療科、あるいは放射線技師とか、そういった意見を十分伺った上で、まずは各部署で機器を選定していただいて、候補を絞り込んでいくという作業を行っています。

また、機器を導入した後は、納めたメーカーが主導する研修期間があり、メーカーのマニュアルに沿った研修を十分受け、実際の操作を行う期間を設けた上で、診療に使うという段取りを取っています。

守永委員 命に関わる場面に遭遇する可能性もあるわけですから、職員の使い勝手がいい、使いやすい、また、操作に慣れる研修等に十分注意をいただきながら、逆にそういったことによって超勤が増えることにも留意していただきながら取り組んでいただければと思います。

大友副委員長 ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

麻生委員 まずは、コロナ対応を含め、県立病院、県下の各医療現場の最前線で御尽力いただいている皆さまに心から敬意を表したいと思います。

県立病院の基本方針の3番に、基幹病院としての使命を果たしますとあります。正しく臨床のとりでとして今回のコロナ対応、大分県は他県に比べれば抑えられているのかなと、これも県病の役割をしっかりと果たすことができているからだろうと思います。

ただ、さきほどの説明で、重症化を防ぐ方法とか、カクテル療法とか、最近やっと方法が見えてきたと。そして、治療薬も開発されつつあるということで、明るい兆しが見えていますが、対応していない現場の診療所とかドクターの皆さん方にとっては全く分からないんだと、未知の世界だという話がよく出ていました。

重症化を防ぐため、県病が最後のとりでとして対応していますが、重症化せずに軽症で早くに収まれば後遺症に苦しむ方も減るわけですから、そういう意味では、市中の病院とか診療所との連携が今後の鍵になる。そして、これをいかにしっかりと検証していくかが一番大きな問題ではないかなと思います。

そういう意味において、拠点病院からの情報発信とか、事務長を含めた医師会の各病院とか診療所との連携、コロナ禍ですから非接触、遠隔で、Zoom会議で情報が県病から発信されているということが重要になってこようかと思いますが、例えば、難病だったら大分県難病医療連絡協議会の設置規程とかありますよね。ところが、今回の分については、そういった連絡協議会は、聞いたら1年に1回しか開かれていない。もっと早くすぐを開けと言ってもなかなか開かれなかった経緯があると私は認識していますが、そのあたりについて、今回のこれまでの波の検証と、今後に向けてのいわゆる基幹病院としての使命を果たすという意味での医師会であるとか診療所、県内の各病院の皆さんへの情報発信等及び情報共有のあり様、そういった部分について、さらにどういった工夫があるかといった問題認識があればお知らせください。

井上病院局長 大変大事な質問だと理解しました。

一病院だけでやれる範囲は本当に限られていると思います。御指摘されたように患者を受け入れた病院、特に重症患者を受け入れた病院ですね、これは県病を含めて大学病院、それから、中等症を中心とした日赤病院、あるいは大分医療センター、こういったところを中心として、それよりも軽い患者を受けた病院その他が集まり、これまでの総括をすべきではないかと個人的には思っています。

一病院が音頭を取るというのはなかなか難しく、これはやはり県の福祉保健部が音頭を取っていただければと思っているし、恐らくそういう動きになると思います。

第6波に備えて何をどうしておけば、もっと素早く、もっと有効にできるかという話合いをぜひすべきだと思っているし、あるいは軽症を診るところでのいろいろな困り事、情報交換をし、第6波に備えるべきだと思っているので、ぜひそういう働きかけを福祉保健部にしてみたいと考えています。

麻生委員 特にコロナ以外の病気の方々について、診療所から基幹病院、拠点病院に入院希望

をしてもなかなか受け入れてもらえない時期もありました。そんな話も伺っているので、県民の命を救う力として、また、守る力としてとても必要なことなので、ぜひ今の局長の話も含め、決算特別委員会からの意見としても何らかの意見集約をし、表明していただくように委員長にもお願いしておきます。

吉村委員 通告していませんが、簡単にお伺いできればと思います。

本日いただいた決算特別委員会資料、令和2年度大分県病院事業会計決算の認定の3ページ、5番の経営基盤の強化の中にジェネリック薬品の導入推進との記載があります。この部分で、今の取組や現状はどうなっているのかと、病院の先生の中にはジェネリック医薬品に対し、多少消極的な先生もいらっしゃるかと思います。県病として、ジェネリック医薬品に対してどういう見解をお持ちか、簡単でいいので教えていただけると幸いです。

石垣会計管理課長 病院としては、後発医薬品を積極的に採用するように進めており、厚生労働省が示した数量シェアの目標が令和2年度までに80%ということですが、県立病院においては令和3年4月時点で88.5%となっており、かなり上回った状態で推移しています。通年で大体88から90%前後で推移しており、非常に高い率で進んでいると思います。

さらに、新しい薬を採用する場合には委員会にかけますが、極力、後発医薬品がある場合にはそれを採用しようという方向で、委員会で審査を経た上で新しい医薬品を採用していく手続を取っています。

吉村委員 行政、病院の先生、地域の方との集まりの中で、このジェネリックを進めたいという声を出していることに対し、少し疑問を投げかける病院の先生もおられるようで、私も素人なので、どちらがどうということは当然言えませんが、そういった部分、県病が基幹病院としてイニシアティブを取っていける内容があるのであれば、ぜひとも大分県としても進めていただければと思います。これは要望です。よろしく申し上げます。

今吉委員 さきほど麻生委員の質問でありましたが、今回、国の医療制度にかなり疑問が出てきた中でコロナ禍になって、地域医療はどうあるべきかということにつくづく気が付いたと思います。

病院局長が一番現場には詳しいでしょうから、福祉保健部長を含め、そういう職員との連携をもっと深め——よく言われるのは、今、保健所なども地元との関係がちょっと薄れていますね。そういう保健所の体制も含め、そういう部分をどんどん提案してほしいと思います。

決算特別委員会資料、令和2年度大分県病院事業会計決算の認定の中に、診療報酬改定や国の制度改革に迅速に対応しとありますが、逆に国に地方から提案すべきこともあると思います。そういうこともどんどん、地方の医療がどうあるべきか、特に過疎の医療の問題もいろいろ出ているから、そういう実態が本当に分かっている現場からまず福祉保健部長、特に知事も含めて言っていて、それから国に発信することをぜひしてほしいと思いますが、そこはどうでしょうか。

井上病院局長 現場から国への要望を積極的に発信してくれという御意見だと思います。

やり方に関しては、福祉保健部とあわせて知事にもお願いし、行政から発信していただく場合と、自治体病院協議会という自治体立病院の全国の協議会があり、そこで意見を集約し、定期的に国に要望しています。

今回、地域医療構想で、急性期を削減して回復期その他に転用しようという流れがあり、今回の感染症が発生した場合のことを想定していないんですね。だから、そこで修正が行われると私は思っていて、そういう部分についても自治体病院全体で要望を上げているし、国へ部分についても福祉保健部と協議し、意見が吸い上げられるよう、ぜひそういう意見をぶつけていきたいと思っています。御指摘ありがとうございます。

今吉委員 議会でも言いましたが、黒田副知事は国から来ていますよね。だから、接点をもっと持てるんですから、そういうときにそういう

ラインとして利用し、どんどん発信してほしいと思います。よろしくお願ひします。

大友副委員長 事前通告が1人の委員外議員から出されているので、事前通告のあった委員外議員の質疑を行います。

木田委員外議員 私は、精神医療センターについて御質問します。

大分県公営企業会計決算審査意見書の3ページに精神医療センターの運営に係る県の負担金等について記載があります。本日配付の資料を見ると、この負担金が1億9,900万ほどあるようですが、この負担金はどのような基準によって算定されているのか、全国一律の基準があつて計算されているのか、お尋ねします。施設の規模によって年額固定されるものなのか、受入患者数で変動していくもので、最終的に負担金が決定していく仕組みなのか、その辺を教えてください。

その負担金を加味した場合、精神医療センター単体で見たときの収支の状況は、負担金を充ててもなおかつ赤字になるのか、大体おおむねイーブンになるのか、その状況についても教えてください。

大分県公営企業会計決算審査意見書を見ると、病床稼働率が67.6%ですが、おおむねこれは想定している程度の稼働率で動いているのか。開所初年度ですが、この運営状況をどう評価されているのか、お示してください。

昨年は、開所当初は新型コロナで、コロナに関連して対応に問題が生じることはなかったのか、また、現在課題になっているものがコロナに関連して何かないのか、お示してください。

首藤総務経営課長 まず、1点目の負担金の算定の基準について御説明します。

精神医療センターの運営に係る県の負担金については、地方公営企業法等による総務省が定める基準に基づき県から繰出しがされています。具体的には、精神病床の確保に要する経費のうち、これに伴う収入をもって充てることができないと認められるものに相当する額——収支差です。毎年定額ではなく、当該年度の収支によって変動します。

令和2年度においては、精神医療センターにおける入院、外来収益や医業外収益などの収入見込みと、給与費や薬品費などの材料費、経費、減価償却費及びその他の費用の費用見込みとの収支差に基づき負担金が算定されています。

次に、精神医療センター単体での収支についてですが、昨年10月に精神医療センターがオープンして、6か月の分になりますが、入院、外来等を合わせた医業収益は1億1,800万円でした。これに対し、医業費用は3億5千万円となり、本業部分の収支を表している医業収支では2億3,200万円の損失が生じています。これに対し、医業外収益として、県から負担金1億9,900万円、センター開設に必要な備品等に対する補助金4,100万円の交付を受けるなど、経常収支の段階では利益が2,800万円となっています。

次に、初年度の評価、新型コロナの対応については、院長から御説明します。

佐藤病院長 御質問の初年度の運営、それから、稼働という点ですが、御存じのように当センターは、他の施設では対応困難な急性期の精神科疾患、あるいは身体合併症患者に対し、本院の身体科と一体で短期集中的治療を行います。

入院患者の数は延べ8,800人、病床使用率はさきほど御説明した67%です。入院患者のうち、医療保護入院などの精神科救急患者の受入れはそのうちの7割強、身体合併症患者の受入れは約3割という内訳でした。この数字から、病床の稼働、入院患者の受入状況を考えると、むしろ当初の予想を超えた比率、病床稼働率で運用できていると考えています。

また、身体合併症と精神科救急患者の受入れの比率はおおむね想定どおりか、あるいはもう少し身体合併症患者の率が高いことを想定していたのですが、想定範囲で収まっている数字だと理解しています。

もう一つ、新型コロナの感染拡大と精神医療センターの受入状況ですが、議員が御指摘のとおり、この精神医療センターとコロナ感染患者が絡むとどうなるのかということで非常に危惧しましたが、精神医療センターは、そもそも設

置にあたり、当初から感染症患者が精神疾患の方に発生することを念頭に個室1床を陰圧室仕様で整備していました。本院ではこれまで、新型コロナ陽性の本センターの入院患者を4人受け入れていますが、幸運にも今回この患者全てを陰圧室で管理、治療することができました。結果、適切な感染管理による運用が行われたと考えています。

実際に精神医療センター内外でも、精神医療センターに絡んだ院内感染は全く発生しておらず、特に大きな問題は生じていません。

木田委員外議員 どうもありがとうございます。

負担金の算定については、総務省基準で公営企業として基準内で繰り入れる額を算定されているという範囲で——範囲と言うか、その額で繰り入れられているということ、よく分かりました。

収支については、当初、単体ではかなりの手出しになるのではないかということですが、県の負担金を考えれば、そこまで大きな公営企業法会計上の負担にはなっていないという受け止めでいいのかなと私は考えました。

精神医療センターは、県民待望の施設ですので、ぜひこれから利用者のニーズに的確に対応していただきたいと思います。また、このセンターの機能が十分に発揮されることを心から願います。

大友副委員長 ほかに委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに、何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって病院局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入るので、委員はお残りください。

〔病院局、委員外議員退室〕

大友副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの病院局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思いますが、特に、指摘事項や、来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等があれば、お願いします。

堤委員 さきほど質問しましたが、医師の超過勤務が100時間を超えるのは大変心配されます。院内でワークシェア等いろいろやっていますが、100時間を超える超勤はやはり削減させていくことを強化するという点は必要と思います。以上、言っておきます。

大友副委員長 ただいま、委員からいただいた御意見、御要望及び本日の審査における質疑を踏まえ、審査報告書案として取りまとめたと思います。

詳細については委員長に御一任いただきたいと思いますと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、病院局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで、執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔監査委員、会計管理者、委員外議員入室〕

大友副委員長 これより、一般会計及び特別会計の決算審査を行います。

まず、決算の概要について、会計管理者の説明を求めます。

説明は要点を簡潔・明瞭をお願いします。

森山会計管理者 本日から、令和2年度の一般会計及び特別会計の決算について審査いただきますが、これにさき立ち、全体の概要について御説明します。

それでは、お手元の右肩に資料1と書かれた

令和2年度大分県歳入歳出決算概要により説明します。

1ページをお開きください。歳入歳出決算総括表です。

一番上の行、一般会計の決算額は、左から3列目歳入総額(A)が7,383億8,801万8,225円、その右歳出総額(B)が7,152億4,364万3,339円となっています。

この歳入総額(A)から歳出総額(B)を差し引いた額は、その右、2ページの歳入歳出差引額(C)欄にあるように231億4,437万4,886円となり、これが形式収支となります。

この中には、翌年度へ繰り越した事業の財源が含まれるので、翌年度繰越額のうち、繰越財源額(D)188億1,455万1,409円を形式収支額から控除したものが、一番右の実質収支額で43億2,982万3,477円となっています。

恐れ入りますが、資料一番後ろの15ページから16ページをお開きください。一般会計決算のこれまでの推移について説明します。

15ページ①のグラフは、平成28年度から令和2年度までの5年間の一般会計の決算額の推移を表したもので、白抜きが歳入、網掛けが歳出となっています。

一番右が2年度決算で、さきほど説明したとおり、歳入は7,383億8,800万円で、数字の横の四角囲みに記載しているように、前年度に比べ1,185億5,700万円、率にして19.1%の増となっています。

歳出は7,152億4,400万円で、下の四角囲みにあるように1,152億5,600万円、率にして19.2%の増となっています。

また、歳入と歳出の差引き、形式収支ですがグラフの上の四角囲みに示しているように231億4,400万円となっています。

次に、②のグラフを御覧ください。形式収支と繰越財源額の推移を示したものです。白抜きが形式収支、網掛けが翌年度への繰越財源額で、これの差が実質収支額となります。

2年度の実質収支額は、四角囲みのとおり43億2,900万円の黒字となっています。

下の③のグラフは、実質収支額の推移を示したものです。白抜きが実質収支額、その右の網掛けは前年度の実質収支額との差で、単年度収支額を表します。

2年度の単年度収支額は、11億5,600万円の黒字となります。

1ページにお戻りください。続いて、特別会計についてです。

上から2行目、11ある特別会計の決算額の合計ですが、左から3列目歳入総額(A)は2,532億5,202万4,101円、その右歳出総額(B)は2,476億5,931万1,344円です。

歳入総額(A)から歳出総額(B)を差し引いた形式収支額は、2ページの(C)欄のとおり55億9,271万2,757円となっています。

この額から、繰越財源額(D)欄の2億4,200万円を控除した実質収支額は、一番右の欄のとおり53億5,071万2,757円の黒字となっています。

3ページをお開きください。一般会計歳入決算額調です。

県税から県債までの款別の内訳を記載したものです。左から3列目の調定額(B)は収入することを決定した額で、一番下の合計欄のとおり7,406億7,648万6,994円となっています。

この調定額に対して、その右の収入済額(C)が決算額ですが、この合計は7,383億8,801万8,225円となっています。

調定額に対する収入済額の割合は、4ページの左から3列目収入率の一番下の欄にあるように99.69%となっています。

次に、収入済額のうち、前年度と比較して増減額の大きなものを御説明します。

4ページの右から3列目、収入済額欄の中の対前年度比較を御覧ください。二段書きの下の段です。

まず、増額の大きなものは、中ほどの国庫支

出金が633億7千万円余、下から二つ目諸収入が347億3,647万円余の増となっています。これらは、主に新型コロナウイルス感染拡大防止対策及び社会経済再活性化対策によるものです。

減額の大きなものは、一番上県税が、新型コロナウイルス感染症の影響により法人二税が減収となったことなどから47億6,090万円余の減となっています。また、下から四つ目繰入金が、県有施設整備等基金の事業費の減などにより55億9,702万円余の減となっています。

次に、不納欠損額(D)、3ページの一歩右の列ですが、一番下の合計欄にあるように9,579万円余となっています。主なものは一番上の県税の7,937万円余で、時効の完成などによるものです。

収入未済額、4ページの一歩左の列ですが、合計は22億31万円余で、その主なものは県税の15億2,077万円余で、個人県民税などの滞納によるものです。

5ページをお開きください。一般会計歳出決算額調です。

議会費から予備費までの款別の内訳です。左から3列目の支出済額(B)が決算額となります。

支出済額のうち、前年度と比較して増減額の大きなものを説明します。6ページの右から2列目、支出済額欄の対前年度比較を御覧ください。二段書きの下の段です。

まず、増額の大きなものは、上から3行目福祉生活費が241億8,604万円余の増、その四つ下商工費が489億4,909万円余の増となっています。これらは、新型コロナウイルス感染拡大による生活福祉資金の増大や、中小企業・小規模事業者応援金の創設などにより補助費等が増加したことに加え、中小企業向け資金の融資額の増に伴い貸付金が増加したことなどによるものです。そのほか、防災・減災・国土強靱化対策に基づく事業の積極的な受入れや災害からの復旧・復興に係る経費も増加しています。

減額では、下から三つ目公債費が、過去の県債の高利借入分の償還が進んだことなどから16億1,205万円余の減となっています。

表の中央、翌年度繰越額(C)ですが、繰越明許費が合計で1,117億995万円余、その右の事故繰越しが13億8,295万円余となっています。

繰越額の大きなものは、土木費、農林水産業費、災害復旧費などで、これは国の補正予算の受入れなどによるものです。

その隣の不用額の合計は230億2,608万円余で、主なものは上から七つ目の商工費の107億1,952万円余、その下土木費の30億8,468万円余、その三つ下の災害復旧費の31億8,450万円余などです。これは事業費が見込みを下回ったことなどによるものです。

以上が一般会計です。

7ページをお開きください。特別会計歳入決算額調です。

左から3列目調定額(B)は、一番下の合計欄のとおり2,542億9,049万1,504円です。

これに対し、その右の収入済額(C)は、532億5,202万4,101円で、収入率は、8ページ右から3列目にあるように99.59%となっています。

8ページ一番左の列の不納欠損額(D)ですが、合計は1,186万843円で、主には流通業務団地造成事業特別会計の1,182万円余で、破産による法人の消滅によるものです。

その右収入未済額は、合計で10億2,660万円余で、主なものは上から四つ目の中小企業設備導入資金特別会計の9億4万円余で、これは貸付金の償還未済によるものです。

9ページをお開きください。特別会計歳出決算額調です。

特別会計の歳出決算額は、左から3列目の支出済額(B)で、合計2,476億5,931万1,344円です。

その右の翌年度繰越額(C)は、繰越明許費のみで16億4,250万2千円です。この内

訳は、港湾施設整備事業特別会計の3億3,100万円で、工事に係る不測の対応や関係者等との協議・調整に日数を要したものであり、用品調達特別会計の13億1,150万2千円は、教育委員会の繰越事業に係る用品調達によるものです。

10ページの中ほどの不用額は、合計で27億1,786万5,656円となっており、その主なものは上から二つ目の国民健康保険事業特別会計の12億6,026万円余、その四つ下の林業・木材産業改善資金特別会計の6億6,120万円余などで、これら不用額は翌年度にそれぞれ繰り越されます。

以上が特別会計です。

続いて、11ページをお開きください。一般会計歳入財源別分類表です。

この表は、歳入決算額を自主財源と依存財源に分類したものです。2年度決算額(A)のうち自主財源は、中ほどの小計欄にあるように2,934億933万6千円、構成比は39.74%で、12ページにある元年度の40.97%から低下しています。

依存財源は、小計欄にあるように4,449億7,868万2千円、構成比は60.26%で、元年度の59.03%から上昇しています。

13ページをお開きください。一般会計歳出性質別分類表です。

義務的経費、投資的経費、その他の三つに区分しています。決算額(A)欄のうち、義務的経費については2,410億9,206万円、構成比33.71%となっています。

これを次の14ページの元年度と比較すると、右から2列目の増減額にあるように25億2,894万9千円、率にして1.04%の減となっています。これは、公債費及び人件費の減によるものです。

次に、投資的経費は1,552億6,663万1千円、構成比21.71%で、前年度より149億3,599万円、率にして10.64%の増となっています。これは、普通建設事業費、災害復旧事業費ともに増加したことによるものです。

その他は3,188億8,495万2千円、構成比44.58%で、前年度より1,028億4,840万円、率にして47.61%の増となっています。これは、補助費等や貸付金等が増加したことによるものです。

以上で、令和2年度一般会計及び特別会計の決算概要の説明を終わります。

詳細については、各担当部局から説明します。御審査のほど、よろしく申し上げます。

大友副委員長 次に、決算審査等の結果について、監査委員の説明を求めます。

長谷尾代表監査委員 お手元に配付している令和2年度の歳入歳出決算及び基金運用状況並びに健全化判断比率及び資金不足比率の審査結果について、監査委員を代表して御説明します。

表紙の次のページをお開きください。

この意見書は、地方自治法第233条第2項など関係法令の規定に基づき、本年7月30日に知事から監査委員の審査に付された令和2年度大分県歳入歳出決算、基金運用状況、健全化判断比率及び書類並びに資金不足比率及び書類について、その審査結果を8月16日に知事に提出したものです。

それでは、4枚おめくり、1ページをお開きください。

最初に、令和2年度大分県歳入歳出決算審査意見書について説明します。

第1章審査の概要です。

第2審査の対象は、令和2年度大分県一般会計及び大分県公債管理特別会計など11の特別会計です。

次に、第3審査の方法ですが、決算審査にあたっては、審査に付された歳入歳出決算書等について、決算の計数は正確であるか、予算は議決の趣旨に沿って適正かつ効率的に執行されているかなど、こちらに記載の4点を主眼として関係証書類との照合等を行うとともに、定期監査や例月出納検査等の結果を踏まえて慎重に審査しました。

2ページをお開きください。

第2章審査の結果及び意見です。

第1審査の結果ですが、さきほどの審査の方

法で審査した限りにおいて、一般会計及び特別会計の歳入歳出決算額は関係証書類等と合致し、正確であることを確認しました。

また、予算の執行等については、議決の趣旨及び関係法規等に従い、おおむね適正に処理されていると認められました。

次に、第2決算の状況ですが、説明は省略します。

続いて、第3審査意見です。

令和2年度の決算は、一般会計、特別会計ともに実質収支は黒字となっています。財政の健全性を示す各指標にあつては、財政構造の弾力性を示す経常収支比率が94.5%と前年度に比べ0.7ポイント減少し、県債の元利償還金等がどの程度の財政負担となっているかを示す実質公債費比率は8.6%と前年度に比べ0.2ポイント減少し、将来にわたる負債の大きさを示す将来負担比率が174.1%で前年度に比べ0.7ポイント減少するなど、いずれも改善が見られます。

県債残高は、前年度と比較すると2.01%増加していますが、償還費用が後年度に地方交付税で措置される臨時財政対策債を除いた実質的な残高は、前年度と比較すると54億円余り減少しています。

一方で、財政調整用基金残高は、前年度と比較すると51億円余り減少し、行財政改革推進計画の目標額を下回りました。

県土の強靱化、先端技術への挑戦、まち・ひと・しごとの創生、大分県版地方創生の加速前進など、行政需要はますます増大していくことが予想され、さらに、令和2年以降日本国内で繰り返し流行している新型コロナウイルス感染症の拡大防止と社会経済の再活性化は、現下最大の政策課題と言えます。

ついで、今後とも以下に示す各事項に十分留意され、限られた財源の中で、効率的かつ効果的な行財政運営が行われるよう、強く期待します。

まず、第1点目として、行財政改革の推進についてです。

近年の相次ぐ大規模災害に加え、新型コロナ

ウイルス感染症の拡大防止と社会経済の再活性化、少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費の増大や公共施設等の老朽化への対策など、財政環境は厳しく予断を許さない状況です。

また、国では、基礎的財政収支の黒字化に向け、経済財政運営と改革の基本方針2021の枠組みの下、令和4年度から6年度までの3年間、これまでと同等の歳出改革努力を継続することとしています。

このため、最少の経費で最大の事業効果を上げられるよう、常に事務事業の検証を行い、選択と集中やスクラップ・アンド・ビルドに取り組むとともに、大分県行財政改革推進計画も踏まえ、先端技術を活用した新たな行財政改革の推進に取り組み、行財政運営の効率化・健全化に努めるよう要請しました。

次に、第2点目は、資産マネジメントの強化についてです。

県有建築物や公共インフラ施設の老朽化は年々進行するとともに、更新の時期を迎えています。

これらの資産は防災面においても、県民生活の安心・安全を支える極めて重要な施設であることから、大分県公共施設等総合管理指針に基づき、引き続き計画的な点検・診断を行った上で、県有施設の総量縮小及び長寿命化対策を着実に推進し、維持管理に係る財政負担の軽減・平準化に努めるよう要請しました。

第3点目は、収入未済の解消についてです。

令和2年度の一般会計及び特別会計の収入未済額は合計32億2,692万円余りで、前年度と比べ3,228万円余り増加しました。

各機関の努力により、収入未済額が減少しているものもありますが、前年度に比べ増加しているものもあり、収入未済全体としては依然として多額であることから、今後とも、収入未済の解消と新たな発生防止に努めるよう要請しました。

第4点目は、財務事務の執行についてです。

定期監査等において、一部に留意又は改善を要するものが見受けられたものの、おおむね適切な処理が行われていました。

是正・改善の必要性が認められた主な事例については、財務事務に関する基本的な知識や習熟度が不足していること、物品管理者や検査員等が職責を十分に果たしていないことなどが原因と考えられるので、研修の充実や組織的なチェック体制の強化に加え、内部統制機能の一層の強化を図るよう要請しました。

以上が、歳入歳出決算についての審査意見です。

なお、6ページから98ページにかけては、第3章決算の概要として個別の内容を述べていますが、説明は省略します。

次に、99ページをお開きください。

令和2年度の基金運用状況についての審査意見です。

第2審査の対象は、大分県土地開発基金及び大分県美術品取得基金の2基金です。

第3審査の方法は、基金運用状況書の計数は正確で関係書類と合致しているかなど、こちらに記載の3点に主眼を置いて審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、各基金とも、それぞれの設置目的に沿って、正規の手続によって執行されていると認められ、有効な活用に引き続き努めるよう要請しました。

次に、101ページをお開きください。

令和2年度大分県健全化判断比率についての審査意見です。

まず、第1章審査の概要ですが、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、健全化判断比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼として関係書類と調査照合し、関係部局から説明を求めるなど慎重に審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果にあるように、審査に付された健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正であると認められました。

次に、第2審査意見としては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は算定されず、また、実質公債費比率と将来負担比率は早期健全化の基

準未満であったことから、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

最後に、102ページをお開きください。

令和2年度資金不足比率についての審査意見です。

まず、第1章審査の概要ですが、審査に付された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類について、資金不足比率の算定が法令等の趣旨に沿って適切に行われているかなど、記載の2点を主眼に慎重に審査しました。

次に、第2章審査の結果及び意見ですが、第1審査の結果にあるように、審査に付された大分県病院事業会計など6会計について、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認められました。

次に、第2審査意見としては、いずれの会計も資金不足比率は算定されず、特に是正改善を要する事項は認められませんでした。

以上で、令和2年度大分県歳入歳出決算等の審査の結果についての説明を終わります。

大友副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、これをもって決算の概要及び決算審査等の結果の審査を終わります。

なお、監査委員はこれで退席となります。お疲れさまでした。

〔監査委員退室〕

大友副委員長 これより、会計管理局関係の審査を行います。

執行部の説明は、要請した時間の範囲内となるよう要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、会計管理局長の説明を求めます。

森山会計管理局長 それでは、まず初めに、令和2年度に実施された行政監査及び包括外部監査の結果について御説明します。

まず、行政監査結果についてです。

お手元にお配りしている令和2年度行政監査・包括外部監査の結果の概要資料の1ページをお開きください。

1にあるとおり、行政監査は、財務に関する監査とは別に、毎年度、監査委員が県の事務執行について特定のテーマを選定し、適正性や効率性等の視点を主眼として実施するものです。

次に、2にあるように、令和2年度は高額機器等の管理・活用状況等についてを監査テーマとし、3に記載の着眼点から監査を実施していただきました。

5の監査の結果については、おおむね適正と認められるとの御意見をいただきましたが、改善事項として規則にのっとりた処分手続を行うことなど8項目、検討事項として高額機器導入審査会の見直しなど10項目について御指摘を受けました。

6まとめとして、今後、各所属における高額機器等の取得、利用及び処分について事務処理や管理の適正化、環境の変化に応じた指針の見直し等五つの御意見等をいただきました。

2ページをお開きください。このうち、会計管理局に関する項目について御説明します。

会計管理局では、改善事項4項目、検討事項10項目の指摘がありました。

まず、資料2ページ以下に改善・検討事項が列挙されていますが、一番上、1の導入については、用度管財課で所管している高額機器導入指針及び審査会に係る指摘がありました。

このため、リース機器も対象とする等指針を改正し、導入を検討する際には、購入とリース

のコスト比較や、処分に至るまでのライフサイクルコストの検討を行うこととしました。

次の2管理については、2ページ一番下や3ページの一番上の欄にあるように、事務手続の効率化や会計規則等に準拠した適切な管理等がされていない等の指摘がありました。

この点について、備品管理マニュアルを見直し、各所属に改めて周知するほか、実地検査等を通じ、物品管理の適正化に努めるとともに、開発予定の新備品管理システムにより物品管理事務の効率化を図ることとしています。

4ページをお開きください。

表の一番下の3利用に関しては、未活用又は活用が低調な機器について有効活用を促進するよう指摘がありました。

高額機器をより有効に活用するため、備品管理システムの活用を図るほか、県機関相互の利用、関係団体等外部による利用等、有効活用の手法を指針に明記することとしました。

また、5ページの表一番下の4内部統制の実務の改善を図ることの指摘については、再発防止に向け、内部統制リスク一覧表について、間違いの起こりやすい手続を具体的に例示するなど見直しを行いました。

次ページの包括外部監査については、当局への指摘等がなかったので、説明は省略します。

続いて、令和2年度決算について、お手元の横長の厚い冊子、一般会計及び特別会計決算事業別説明書により御説明します。

283ページをお開きください。

一般会計の歳出決算額は、上段の表の一番下の行、歳出合計欄の左から3列目、支出済額ですが8億1,021万7,332円です。

その下の表、用品調達特別会計の歳出決算額は、一番下の行、左から3列目の15億6,425万3,835円となっています。

次に、285ページをお開き願います。

会計課及び審査・指導室分について御説明します。

第2款総務費第1項総務管理費第1目一般管理費は、決算額2億1,579万4,317円で、職員28人分の給与費です。

第6目会計管理費は、決算額2,890万9,473円で、会計事務の指導等に要した経費です。

次に、286ページをお開きください。

用度管財課分ですが、第1目一般管理費は、決算額2億3,524万2,696円で、職員32人分の給与費です。

第6目会計管理費は、決算額7,696万7,183円で、本庁集中管理車の管理などに要した経費です。

287ページを御覧ください。

第7目財産管理費は、決算額2億2,317万5,070円で、県庁舎本館及び新館の維持管理などに要した経費です。

第8目県庁舎別館及振興局費は、決算額3,012万8,593円で、県庁舎別館等の維持管理に要した経費です。

288ページをお開きください。用品調達特別会計です。

この特別会計は、県の機関で使用する文具などの消耗品や備品、印刷物の調達事務を一元化し効率的に行うために設けているものです。

第1款用品調達費第1項用品調達費第1目用品総務費の決算額114万1千円は、前年度の決算剰余金を一般会計へ繰り出したものです。

次に、第2目用品費の決算額15億6,311万2,835円は、各所属からの要求に基づく用品の購入に要した経費です。

続いて、不用額及び収入未済額の主なものについて、別冊の決算附属調書により御説明します。

最初に、不用額について御説明します。19ページをお開きください。

科目欄の総務費、総務管理費の6番目にある会計管理費932万9,344円は、高速道路の使用料など使用料・賃借料が見込みを下回ったことや経費節減によるものです。

次に、収入未済額について御説明します。28ページをお開きください。

科目欄一番下の雑入のうち用度管財課所属分は、次の29ページの6番目にある178万6,408円で、経営状況の悪化により撤退した新

館レストランの庁舎等管理費の未納によるものです。

次に、53ページをお開きください。

特別会計の不用額ですが、次の54ページ、一番下にある用品調達特別会計の用品費1億7,488万7,165円は、各所属からの用品等の要求が見込みを下回ったことによるものです。**大友副委員長** 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

事前通告が2名の委員から出されているので、まず事前通告のあった委員の質疑から始めます。**堤委員** 事業別説明書の288ページの用品購入費ですが、県発注の物品とか印刷物の入札については、ガソリンなどは組合等と単価契約をしていますが、このような同業種組合と契約しているその他のケースはありますか。

また、物品で160万円以下は随意契約ですが、その随契の告知と相手方の決め方はどうしているのか、その二つについて伺います。

渡邊用度管財課長 1点目のガソリン等の燃料の調達については大分県石油販売協同組合と単価契約をしていますが、この契約以外に同業種組合との契約はありません。

2点目の随意契約の告知、見積合わせですが、インターネットを通じ、電子見積合わせシステムを利用し、電子メールにて見積先に告知しています。

随意契約の相手先の決め方については、予定価格10万円以上160万円以下の随意契約では、大分県契約事務規則により、なるべく2人以上の者から見積りを徴さなければならないとされています。

用度管財課では、物品の支出見込みが本庁各課では3万円以上、大分市内の地方機関では20万円以上、大分市以外の地方機関では50万円以上の物品調達を担当しています。

用度管財課が調達する物品については、競争性を確保するため、前年度及び当該年度の指名状況等を考慮し、大分県の入札参加資格を有する大分県内に本店を有するもののうち、応札が可能と見込まれるものの中から5者以上を選定するよう努めています。

堤委員 見積合わせを電子メールでやるということだが、電子メールでのやり取りについて事業者が登録か何かされてやっているのか。登録の場合、登録するための判断というか、基準があるのか。

渡邊用度管財課長 随意契約の見積合わせをする相手方については、申請があったら、入札参加資格の登録という手続きをしていただき、IDパスワード等を交付し、見積りに参加していただくようにしています。

守永委員 事業別説明書の287ページですが、財産管理費の中で、県庁舎管理費については複数年契約と昨年の決算特別委員会で伺いました。2019年度に新規に契約し、2021年度までの3年間の契約が今の契約分だと思います。県庁舎管理費や大手町駐車場管理費の大部分は人件費と考えられますが、2018年の地域別の最低賃金が762円、そして、2021年には822円と約60円増大しています。契約額の見直し基準とか変更契約の可否について、どのような扱いになっているか教えてください。

渡邊用度管財課長 まず、県庁舎管理費です。県庁舎清掃委託契約と警備委託契約が含まれています。いずれの契約も令和元年10月1日から令和4年9月までの3年間の長期継続契約となっています。

大手町駐車場の管理費については、大手町駐車場を令和2年4月末に廃止したことから、令和2年4月1か月分の料金徴収や警備委託を含んでいます。

それから、最低賃金の改定に伴う契約額の見直し基準は定めてはませんが、契約書の中で、当然のこととして労働基準法やその他関係法令の遵守について求めています。

それに加え、この契約に定めのない事項又は契約について疑義が生じた事項については、必要に応じて甲乙協議し定めることとしています。

労務単価の上昇に伴い、受託者から協議の要請があったら、協議に応じることとしています。

守永委員 これまでの様々な話を伺った中で、公契約そのものが労働基準をきちんと担保できるものでなければならぬと考えています。や

はり公共工事であれば、労働単価そのものの積算単価が上がれば、その上がった分も上乘せしていくといった措置もされているわけですが、ある意味、このメンテナンスだとか、そういった労務が主な契約というのはほとんどの場合が労賃で、その労賃がどのようにして日常的な単価になっているのか。そういったものは入札のときに、そのときの基準で落札者が最安値で設定した上で決まるかもしれませんが、そこで働く方々が不当に低い賃金に抑え込まれないと。最低賃金よりも若干上回った金額で働けたものが、最低賃金は上がったが、自分の賃金は上がらないというようなことがあっても、なかなか意欲的に働けるということにつながると思うし、県庁舎の清掃を丁寧にするしないというのも、そういった感情的なものが影響を及ぼす部分もあると思うので、その辺どのような対応ができるか。業者、経営主体の方が何かしてくれないかという要請をしなければ、それが変えられないのは少し検討をいただけないものかと思います。一応要望します。

大友副委員長 ほかに事前通告されていない委員で質疑はありませんか。

原田委員 行政監査、包括外部監査の結果の概要がここに出るとは思っていなかったので、通告ができていませんでした。

実は私、昨年度監査委員として行政監査に関わりました。その中で、高額機器等の管理活用状況についていろんなところ、取り分け研究センターがほとんどでしたが伺いました。

その中で、産業科学技術センターなどは高額機器がたくさんあるから、きちんと管理ができていて、廃棄もきちんとできていました。

しかし、それに比べて、そうでない研究センター等もいくつかありました。その中で話を聞くと、定期的なメンテナンスが必要なものについてはちゃんと予算措置ができていますが、急に壊れたときにはやはりお金がかかるわけで、なかなかメンテナンスも急にはできない。また、廃棄しようにもやはり同じように廃棄処分のお金がかかるから、なかなかできていないんだということが理由の一つにありました。ですから、

高額機器を管理する場合は、そういった予算措置もあわせてしておかなければ、なかなかできない状況があるなど思ったので、意見も含めて質問します。

渡邊用度管財課長 高額機器のメンテナンス、それから、保守等の件ですが、今回の行政監査の指摘の中にも一部あり、購入とリース、それから、ランニングコスト、こういったものも導入時には審査していこうということで、高額機器導入審査会の中でもこれを審査することとしています。

また、処分の経費についても、適正に予算確保されるように、毎年度1回定期的な活用状況を報告いただき、その中で処分の予定とかを把握していこうと思っています。

大友副委員長 ほかによろしいですか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 ほかにないようですので、これで質疑を終了します。

それでは、これをもって会計管理局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入ります。委員の方はお残りください。

〔会計管理局、委員外議員退室〕

大友副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの決算の概要及び決算審査等の結果及び会計管理局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたいと思いますが、特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、決算の概要及び決算審査等の結果並びに会計管理局関係の審査報告書の検討を終わります。

ここで執行部が入室するので、しばらくお待ちください。

〔監査委員事務局、委員外議員入室〕

大友副委員長 これより、監査委員事務局関係の審査を行います。説明は要点を簡潔・明瞭にお願いします。

それでは、監査委員事務局長の説明を求めます。

牧監査委員事務局長 監査委員事務局関係の決算について御説明します。

昨年度は、知事部局や教育庁、警察本部などの267機関に対する定期監査をはじめ、高額機器等の管理・活用状況等をテーマとした行政監査、県が出資等をしている団体への監査等を実施しました。

それでは、令和2年度一般会計及び特別会計決算事業別説明書の301ページをお開きください。

監査委員事務局関係は、第2款総務費第9項監査委員費のみで、予算現額2億458万4千円に対して、支出済額は2億295万6,035円、不用額は162万7,965円です。

その内訳については、1枚めくって303ページをお開きください。

まず、第1目委員費は、予算額1,866万1千円に対して、決算額は1,850万3,176円です。

この内訳は、常勤の監査委員の給与費及び非常勤の監査委員3人分の委員報酬の計1,819万3,871円と、旅費など監査に要した経費30万9,305円です。

その下の第2目事務局費は、予算額1億8,592万3千円に対して、決算額は1億8,445万2,859円です。

この内訳は、監査委員事務局職員21人分の給与費1億7,604万707円と、事務局運営費として事務局職員の旅費、需用費等の経費841万2,152円です。

次に、不用額について御説明します。

別冊の決算附属調書の20ページをお開きください。

科目欄の上から9行目、監査委員費の事務局費147万141円は、超過勤務手当などの職員手当及び旅費等が見込みを下回ったことによるものです。

大友副委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。

執行部の皆さんに申し上げます。答弁は挙手し、私から指名を受けた後、自席で起立の上、マイクを使用し、簡潔・明瞭に答弁願います。

今回、事前通告はありませんが、事前通告していない委員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 委員外議員で質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、本日の質疑等を踏まえ、全体を通して、委員の方からほかに何か質疑はありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 別にないようですので、これで質疑を終了します。

これをもって監査委員事務局関係の審査を終わります。

執行部はお疲れさまでした。

これより内部協議に入るので、委員の方はお残りください。

〔監査委員事務局、委員外議員退室〕

大友副委員長 これより、決算審査報告について、内部協議に入ります。

さきほどの監査委員事務局の審査における質疑等を踏まえ、決算審査報告書を取りまとめたと思います。特に指摘事項や来年度予算へ反映させるべき意見・要望事項等がありましたら、お願いします。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 特にないようですので、審査報告書案の取りまとめについては、本日の審査における質疑を踏まえ、委員長に御一任いただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、そのようにします。

以上で、監査委員事務局関係の審査報告書の検討を終わります。

これをもって本日の審査日程は終わりましたが、この際ほかに何かありませんか。

〔「なし」と言う者あり〕

大友副委員長 それでは、次回の委員会は、明日6日の午前10時から開きます。

以上をもって、本日の委員会を終わります。お疲れさまでした。